

第三十八回
国会

参議院農林水産委員会會議録第四十五号

(四〇八)

昭和三十六年五月十八日(木曜日)
午前十時二十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
亀田 得治君
東 隆君
森 八三君

委員

青田源太郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
田中 啓一君
高橋 衛君
仲原 善一君
堀本 宜実君
北村 暢君
清澤 俊英君
小林 孝平君
安田 敏雄君
棚橋 小虎君
千田 正君
北條 雋八君

国務大臣

農林大臣

周東 英雄君

政府委員

農林大臣官房長

昌谷 孝君

農林大臣官

大澤 融君

農林省振興局長

齋藤 誠君

第八部

農林水産委員会會議録第四十五号 昭和三十六年五月十八日【参議院】

農林省畜産局長 安田善一郎君
食糧庁長官 須賀 賢二君
水産庁長官 西村健次郎君
事務局側
常任委員 安樂城敏男君
会専門員

説明員

農林省農林経 松岡 亮君
済局参事官
農林省農地 丹羽雅次郎君
局管理部長

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査
(日ソ漁業交渉に関する件)

○農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)
○農業基本法案(天田勝正君外二名発議)

○農林水産委員会を開会いたします。
この際、日ソ漁業交渉に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。この際、日ソ漁業交渉に関する件についてお諮りいたします。

きのうの委員長及び理事打合せにおいて御協議をいただき、その了承を得まして、便宜から本件についての決議案を御提案申し上げ、委員各位の御賛成を得たいと存じます。

まず、案文を朗読いたします。

日ソ漁業交渉に関する件(案)

日ソ漁業交渉は開始以来すでに三カ月余を経過し、漁期も切迫しているにかかわらず、未だ妥結をみないのは極めて遺憾である。

政府は、漁獲量並びに禁止区域等について、科学技術小委員会の結論にもかんがみ、国民の要望に応じて日本側の主張を貫徹し、速やかに交渉が妥結するよう、なお、一層の努力を尽すべきである。

右決議する。

以上が案文でございます。
別に御発言もなければ、本決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

なお、本決議に対し、発言を求められております。この際、これを許します。周東農林大臣。

○国務大臣(周東英雄君) ただいま当委員会におきまして、決議をいただきまして御鞭撻をいただきました。まことに感謝にたえません。なお一そう御決議の御趣旨に沿いまして努力をいたす覚悟でございます。

○委員長(藤野繁雄君) それでは続いて、農業基本法案(附法第四号、衆議院送付)、農業基本法案(参第一三三号)、農業基本法案(衆第二号、予備審査)以上三案を一括議題として質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○森八三君 昨日の理事、委員長長の打合せで、さらにきょうは第二章、三章も含めて質疑をすること、非常に範囲が広がっておりますので、いろいろお尋ねしたいこともござい

ますが、時間の関係もありますので、詳細はまた他日、時間をちょうだいしたいと思いますが、最初にお尋ねしたいことは、農業生産に関する施策の中で、農業技術の高度化というところがたわれております。最近、選択的拡大というようなこと等にもかんがみまして、高度な果樹園芸、畜産というような方向に生産が指向されてきております。このことは政府の奨励の方針とも相通することでありまして非常にけっこうだと思っておりますが、そのことに関連いたしまして、技術の普及徹底に關する技術員が非常に底をしておるという現実、政府の御当局でもお認めになっておると思っております。この農業技術の高度化をはかつて参りますのには、何とかいたしまして参りますという技術の指導に関する施策というものが充実をしなければならぬと思ひます。終戦後、農業改良普及の制度がございまして、今なおこの現状をもつていたしましては十分ではないと思ひます。戦後、農業改良普及の制度がございまして、今なおこの現状をもつていたしましては十分ではないと思ひます。戦後、農業改良普及の制度がございまして、今なおこの現状をもつていたしましては十分ではないと思ひます。

○国務大臣(周東英雄君) まことにございませぬ。私どもは今後における成長農産物の生産拡大ということから見ましても、また農業を近代化する上において、高度の技術を取り入れるということ等からいたしまして、御指摘のようなこの技術全般にわたる技術指導をやり得る技術者というものの必要なることはもちろんでございます。ただ、今年度の予算につきましては、いまだこれに對して十分な措置がとられておると思つておりません。がしかし、三十六年度予算中におきまして、試験場等の拡充、また試験、研究の促進ということをするために、試験場における技術員はわずかながら増員をいたしておりますが、これは将来に向かつて、本法が通過の暁、さらに私どもは拡大の方向へ向かつて考えをいたしたいと思つております。

なお、地方におきまして応急の処置をいたしましては、いかにも申し上げたかと思ひますが、現在あります御指摘の農業改良普及員というものはたしか一万九百名くらいであつたと思ひますが、これが技術上におきましては、畜産あるいは果樹等の技術指導にはあまり十分でないであります。これらの再教育と申しますか、という立場において畜産あるいは果樹について技術の養成と申しますか、国及び地方府県にありまして試験場にこれを集めて再教育をするということに関する予算も加わつておるのでございます。さらに、農家自体に對しまして同じく国及び地方公共団体の試験場において農業の立場から適當の人を集めて技術のそれぞれ指導、教育をいたすようなことも予算上考へております。これははい

れも大体急務の処置であると考えます。本法通過の暁におきましては、それらについてなお十分に考慮をいたしたいと思ひます。

○森八三三君 ただいまの問題に關連いたしまして、大臣もしばしば所信をお述べになっておられますように、本法の完全な実施運営に關連いたしまして、各種の農業団体が全国的に協力するといふ方向にしなければならぬ、そういう方向に政府としても対処していくといふことでもあります。私はそのことはきわめてもつともであり、当然であると思ひますが、その際に技術の普及徹底といふことと生産物の処理、流通過程における処理といふことは相関連するといふことを考えるべきではないか。端的に申し上げますと、生産の技術の面において指導をしたそのものが最後の成果をおさめするに、流通過程を通して上手に処置されるということとで結局の目的が達成せられるのですから、その間に連絡のあるような指導が行なわれることが望ましいと思ひます。といたしますと、流通過程を担当いたしておられます農業団体といたしましては、農業協同組合が唯一無二の存在であると思ひます。その農業協同組合に高度の技術普及の末端の浸透をはかりますような職能を持ちます人を設置するといふことが、私は最後の目的を達成する手段としては非常にふさわしいといふふうに思ひます。そこで、具体的にお伺ひいたしたいのは、農業協同組合等に高度の技術普及の最末端における指導員を配置せしめるという点について、国が何らかの施策を講ずべきではないかといふふうに考へるのでありますが、そういう

ふうな構想がただいまお話しの中に含まれておられるかどうか。また含まれておられぬとすれば、そういうことを考へるべきではないかといふ感じを持つのでありますが、御意見はいかがでありますか。

○国務大臣(周東英雄君) この点につきましては、広く新しい法律の実施にあたりまして、それらの事柄を含めて一体この行政機構自体にも改正を加へなければならぬ点が、中央及び地方にあると思ひます。しこうしてその実施にあたりまして、市町村あるいは府県庁、あるいは農業団体にいかにかこれら指導していくか、それに対してそれぞれやり方を検討いたしておられるので、ただいまお話しのような農業団体に技術員を置いて指導に当らせるといふことも、御意見として十分に参考にして私どもは研究を進め、考へていきたいと思ひております。

○森八三三君 ただいま十分研究して善処するといふことでございますが、そのことは実現するように私は期待をいたしまして、そのことは終わっておきたいと思ひます。

その次に、流通過程の合理化に關しまする第十二条の規定の中に「農業協同組合が出資者等となつてゐる農産物の加工又は農業資材の生産の事業の発達改善等必要な施策を講ずる」ということでありまして、このことはきわめて当然なことであると思ひますが、そこで一つお伺ひいたしたいことは、必ずしも農業協同組合が出資者といふような形になりませんでも、同種の仕事が進んでいくという場合があると思ひますが、協同組合がそういうような機能を持つ

他の団体に対して融資をするという道を開きますことも、この目的を達成する手段としては、私は考へてしかるべきではないか。現在の農協法におきまして、組合員もしくは準組合員といふものに農業生産のため、あるいは生活の向上のために必要な資金を供給ができるといふことになっておりますが、もう一歩拡大するといふこともこの十二条の目的を達成するためにはふさわしい存在であらうと思ひます。しかし非常に無制限に拡大するといふことは、農協の本来の性格から申しまして、必ずしも妥当ではないといふようにも思ひますが、何らかの制限規定のもとにそういう道を開くといふことを考へるべきではないか、こう思ひます。端的に申し上げますと、関連産業に対する融資という道を開くべきではないかといふふうに思ひますのであります。大臣の御所見はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(大澤融君) ただいまお話しがございました本条の中にございます「協同組合が出資者等となつてゐる」といふことで、出資してゐる場合役員を送り込みますとか、あるいはそこで作つてゐる品物を長期的に購入契約をするとか、あるいは農民側の生産したものを、いわゆる共同会社の生産したもの、あるいは原料購入契約を結ぶといふような場合には、たとえば、ただいま国会へ提出して御審議を願つてゐる近代化資金なんかにつきましても融通の道を講じよう、こういうことでございませう。ただいま考へておられますことは、出資の半分くらいがこういうものであつたならば、原料あるいはそこで作つたものを長期的な契約を結ん

で購入しあるいは販売するといふようなことがあつた場合には、ああいふ資金をそういうものに貸し得るような道を開くといふやうなことがいふやうなことを検討して、考へてゐるわけでございます。

○森八三三君 今私の申し上げたのは、大澤さんからお話しのようなことをもう一歩前進しまして、農業団体、農業協同組合が役員を送つてゐるとか、あるいは多少でも出資参加をしてゐるといふような事実のございませう場合には、ただいまお話しのような措置を御考慮願つてゐると思ひますが、そういうやうなことの無い場合、しかも、その組織が農産物を高度加工して、農民に利益をもたらしてくれたいといふやうな見通しのあります場合には、そういうやうな工場建築資金を出すとか、あるいは組織の運営に要する運転資金を出すとかいふことについて、農業協同組合が取り組んでいくように農協法を改正するといふことも、この流通機構の改善なり、あるいは農民の農産物の処理を組織的にやらせる結果として所得を増大をせしめるといふことにつながつてくると思ひます。現在の農協法ではそういうことができませんので、そういうところまで拡大をしていくといふことを考へるべきではないか。しかし、その場合に無制限にいたしますと、また浮き貸しのような変なことがあつてはいけませんから、そういうことについては監督官庁が認可をするとか、承認をするとか、許可をするとか、何らかの制限を加えてよいと思ひます。そういうやうなもう少し範囲を広げた協同組合の融資といふものを考へてしかるべきではないか、こゝろ思ひますが、いかがでしよう。

○国務大臣(周東英雄君) ごもつともな仰せで、これは現に現在でも、たとえば農林中金から農民のために有利に農産物の加工をしてやるといふ関連産業に対して融資を行なわせておられますが、ある程度農林省がそれを監督しております。こゝろいふこともございませうので、それらの点についてさらに考究をいたして、できるだけ農家の利益になるやうな形に動く機関に対して融資の道等は今後とも考へていきたいと思ひます。

○森八三三君 農林中金が、系統金融機関の先端でそういうやうな大臣の承認を得て仕事をしておられますことは、私も承知いたしておられます。いたしておられますが、末端の村の農業協同組合とか、あるいは農単位連合会とかいふところとでその地域に所在する工場、その他にそういう融資をするといふことを中金を通じてすればできぬわけではございません。しかし、中金を通ずるといふ格好になりますと、その工場なり、組織との地域のつながりといふものが多少薄れていくといふやうな感じがでくるのです。実際問題としては、ですから、その地域内に所在する工場なりに對してその地域内にある団体から直接に持つていくといふことの方が、あとの農産物を処理する場合に、金はすつと中金から流れてきて、村から行つても金に変わりはございませぬから、同じでございませうけれども、その組織の所在する区域内における農協なり、その連合会から結ばう、こゝろいふ方があとの処置には非常に都合のよろしいという結果

が生まれることは、これはまあ想像できると思ふのです。そういうことを考へるべきではないか。現在の農協法ではその道は閉ざされておると私は思ふ。そういうことはいかがかと、こう聞いておるのです。

○政府委員(大澤融吉) ただいま農林大臣からお話がありましたように、中金を通してそういう道があるわけでございますけれども、協同組合本来の仕事といたしまして組合員のいろいろに対して利用をさせるという本旨でございますので、まずそれをやって、しかる後に余裕があった場合に、そういうことをやっていいか、あるいはやり得る余地があるか、あるいはやり得る余地があった場合にやらしてよろしいかという問題にならうかと思ひますが、員外利用というふうなことから、あるいは組合の健全な運営というふうなことから、いろいろの方面から検討をしてみなければならぬ問題が残つてゐるんじゃないか、こういうふうに思ひます。

○森八三三君 もちろん私の申し上げておきますように、農協は本来の使命があるのですから、その使命を忘れてそつちの方へ行くということについては、これは論外なんです。ですから私は原なり政府が承認を与えるとか何とかという制限はあつてよろしい。その本来の機能に支障を来さないといふことであつて、しかもその組織に経済的な利益がもたらされるであらうといふような見通しはつきりする場合に、はという場合に、中金でやれることを県の連合会なり、単協でいかにという理屈に私はならぬと思ひます。現行法ではそれは禁止されておるといふこと

です。それから、そういう道を開くべきではないか。無制限に開けということを中心とするものではないか。制限規定があつてよろしい。その中でやることを考へることはそうむずかしいことではないし、別に研究するとか何とかといふことでもなしに、私はそれを無制限にやっちゃまへ、こういうのではないのですから、これは当然考へられてしかるべきだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(大澤融吉) 協同組合制度の本旨と反しない方向で検討をいたして参りたい、こう思ひます。

○森八三三君 もちろん、私も協同組合の本質を乱つてやつて下さい、こういうことを言つておるわけでは毛頭ございませんで、繰り返して申し上げますように、農協本来の使命を逸脱しない、また、使命を達成することに多少でも支障があつてはなりませんから、本来の任務というものを十分遂行してそこに余力がある。その余力がある場合に、しかも、組合員にも利益がもたらされ、本法にねらう所得を増大するといふことに貢献がなし得るといふ見通しが確實であつた場合、それを第三者が、監督官庁が認定した場合に、やらせるということは当然のよう

に思ひますので、これは十分一つ御検討を願ひまして、しからば機会に農協法の改正等お取り進みをいたさまするようによ御考慮を願ひたいと思ひます。

それから、その次に、第九條に、「農業生産の調整等必要な施策を講ずる」と、これは非常に重要なことであつて、非常にむずかしいと思ひます。生産の調整といふことは口ではきわめて簡単

に言ひますが、實際問題でもかなりこれはむずかしい。現に養蚕の不況のときには桑園の整理といふことが行なわれまして、これは一つの生産調整だと思ふのです。が、その實際の効果を期待するといふことは非常にむずかしかつた。今後この生産の調整といふことを考へなければならぬことではございまして、実行は非常にむずかしい。今どんなことをどんな方法でやろうとお考へになつてゐるのであるか、御構想があらますればお漏らしをいたしたいと思ひます。

○政府委員(大澤融吉) おっしゃる通り、生産の調整といふことは非常にむずかしい問題だと思ひます。言ひます内容は、本法で基本法の考へ方といたしまして選択の拡大、こういうことを言つておるわけでありまして、これから需要が大いに伸びるものを伸ばし、減るものを減らしていくといふような方向で、ある作物については大いに伸ばす、ある作物については場合によつては減らしていくといふ、そういうことをスムーズに行なっていくといふことが、生産の調整といふことになるかとと思ひますけれども、第二章で言つておきますように、農産物全般について需要なり生産の見通しをするわけですから、そういうこと自体が生産調整の一つの目安になるわけでありまして、さらににたいやうなことで、まあ半年業観測といふやうなことで、まあ半年あるいは一年の短期的ないろいろの見通しを立てておきます。こういうことも一つの生産調整の方法になります。

あるいはまた、現在やつておられますように、青果物につきまして産地あるいは消費市場の情報を相互に交換いたしまして、協同組合が中心になつて出荷調整をやつておられますが、さらにこの協同組合が中心になつて生産調整まで行なつていくといふやうなことも、一つの方法かと思ひます。あるいはまた、先般案についてやりましたやうなことあるいはフランスやイタリアなんかでもブドウの生産調整のために抜き取りの費用を出すといふやうなことも一つの方法だと思ひます。あるいはまた、もっと広く考へて、きのう北村委員からお話がありましたけれども、予示価格といふやうなこともフランスではやつておられます。ああいうやうなことも一つの方法じゃないかと思ひます。また、非常におっしゃる通り、困難な問題でございますが、そういうやうなことを諸外国もいろいろやつておられますやうなことをなんかにいろいろ研究しておられますけれども、まあ選択の拡大の方法といふものを、これで自主的に生かしていきたいといふことで、いろいろのことを研究しておられます。ただいまやつておられます案について法案の御審議を願つておられますが、ああした方法も一つの方法だと、こういうふうにお考へておられます。

○森八三三君 ただいまお話しのように、一応長期見通しを立てて、その観測に基づいて将来はこうなつていくであらう、農民が自主的に一つ考へるべきであるといふことの段階において、これは問題はないのです。農民が考へて自分の意思によつて政府のお話を聞きましてごもつともだと思つてやるといふことだけで済むのであれば、簡単な問題でございませうけれども、それは国の需要といふものを十分に見通していきあるいは必要な需要の方向に

増大をせしめていくということにはそぐわない危険もないとはいへないと思ふのです。そういう場合に、ある程度の強制と言つては語弊がございしますが、ある程度の拘束力を持つやうな施策をしなければならぬと思ふのです。その具体的な現われがことしの麦の対策だと思ふのです。そういうやうな施策が今後進められていかなければならぬと思ふのです。その場合にその長期見通しの発表のときと、それからそういう施策の行なわれるときと、いずれも農業生産物はその起点が一年前なり二年前なり、果樹のやうなものになりますと、十年も十五年も前に出発をしてゐるわけですから、出発をするときには見通した、やれといふことでやつた、その後の経済の変遷でこれはだめだと、こういうことになりまして、非常な問題が起ると思ふのです。これは経済の変遷に伴う自然の結果ですから、その責任をばりをするといふことも当たらないかもしれません。けれども、せんけれども、ある時点においてはこういう見通しだからこういう方向にいくべきである、こういうことが示される。そこで農民としては、その長期見通しによつて政府のおっしゃることなり地方庁のおっしゃることになつて仕事を進めていった。その後経済上変わつていってその生産物が必要でない、こういう方向に変わつていった、こうなりますとその生産の出発点が遠く由來してゐるものについては、これを急に打ち切るわけにいかんという問題が起ると思ふのです。そういう場合に一体どういふ措置をされるのか、これが一つ。

それからやうな場合には、去年

のすでに十一月にまいちやつて、その後御研究の結果、その買入れ制限をするとかいろいろな問題が起きている、やはりこれは時間的には短縮されておりますけれども、結果的に農民に及ぼすあれというものは同じだと思ふのです。そういうことでは農民としては非常に迷惑をするということになるの、そのしまつてどうお考えになるのか、これも非常にむずかしいことですが、これは考へておくと、やはり農民としてはおっしゃる通りにやっていたのか悪いのかということ、なかなか政府の長期見通しを具現していくということがむずかしいのはせせんか、そのことについて何かのお考えがございますればぜひ承りたい。

○政府委員(大澤融君) 生産見通しなり、需要見通しなりを、五年から十年先のことでございますから、いろいろの材料を使つてやりましたも、この程度になるといふようなことは、相当幅をもつて読まなければならぬものだとお思います。倍増計画で見通しをしておりますのも、あるいはまた基本問題調査会の答申の中で見通しをしておりますのも、そういうことだと思ひます。そこで見通しが狂つたという意味ですが、そういう幅のあるものでございいますから、狂つたという場合のまあとどういふ狂い方かということが、いろいろ問題がありましようけれども、そういう幅のあるものだといふ前提から、さらにそれが狂つて、需要見通しをした、その需要に見合った通りの生産が行なわれていたのにえらいことになったといふようなことがないとも限らぬと思ひます。そうした場合には、当然私は政治的な責任の問題はあ

るのであつて、必ずそれに対して善後措置をとるといふことをしていかなければならぬと思ひます。そういう善後措置はどういふ善後措置をとるのだというようなことは、きのうもお話がございましたように、六条でいろいろ報告をするわけですが、そういうことと相関連して善後措置の施策がとられていく、こういうことにならうかと思ひます。

○森八三君 その善後措置が経済的に農民にはしわ寄せを及ぼさないようにするのだ、こういうことを言明されれば、農家としては非常に安心をして、全的に政府の施策なり、御方針なりに協力をすることが出てくると思ふのです。ところが、政治的な責任は多少感ずるけれども、経済的なことについてはこれは持ちようがないのだといふことでは、農業基本法が出版をいたしましたも、私は今までの経験に徴しますと、そうすっきりした姿ではいかんのではないかと、ところが基本法は出発すれば、長期見通しに立ちまして、すっきりした姿でいかなければ困るわけですね、そうしなければ、日本の高度経済成長にマッチするような発展にはならないのですから、どうしてもやってもならなければならぬ、やつてもならぬには安心をしていける道を開いてやらなければならぬ、安心するといふことは、ただ単に抽象的な責任を感じますといふだけでなしに、経済的にそのしわ寄せを与えませんか、それは程度の問題もあろうと思ふのです。どこまでやるかといふことになると、経済上のあれで個人々々にはいろいろな問題が起きましようけれども、抽象的、包括的な表現として

は、経済的にも迷惑を及ぼさんように善処をするといふようなことを言わんと、くつついてこないと思ふのです。その辺が言えるか言えないかという問題だと思ひます。

○国務大臣(周東英雄君) ごもつともな仰せでございますが、この点はやはり自主向上の問題について、やはり農業者の方に理解を得て協力をしてもらふなければならぬと思ひます。一つの見通しは、今後において需要の伸びるものを作らせよう、これは政府が一つ立てます。そうしないと、これは売れぬものを農業者が勝手に作つては損なばかりだろ、これから伸びるものを作る。だからといつて、今度はみなどこもかも一斉に、これはすぐにできるとは思ひませんが、やつてくると、今度は、ある時期においては、需要よりも供給が多すぎるということも起こる。そこが私どもが一番心配する点で、成長産物をどういふ時期にどういふふうに作らせていくかといふことの指導が、私は非常に大切だと思ひます。また、その指導に対して協力をしていただかなければならぬと思ふ。これは両方の、私はある程度相寄り相助けての将来の伸びる生産物を進めていかなければならぬ。先ほど生産調整といふことでございましたが、それは大都會を控えておる青果物のごときは、これはいつもでございしますけれども、東京、大阪、名古屋、京都、十大都市といわれますけれども、これは実際上の統計があるのですけれども、活用されてい

て、年々の増加率は何パーセント、しかもそこへ出荷されてくる果といふものは、どういふ果かどのくらい出ているといふことがわかつているならば、これこそ農業協同組合が将来の需要増を認めつつ横に連絡して、神奈川県からどのくらい出そう、あるいは埼玉からどのくらい出そう、あるいは栃木からどのくらい出そうといふようなことを、農協に協力していただくことが必要だと思ふのです。これだけでなく、カンランがよいといふことで、大都會の需要が大きく伸びるというところで勝手にどんどん作られたのではこれはいかぬ。そこに私は政府は誘導し、また農業者の方は団体を通じて協力をし、生産の自己調整をやるくらいのこと、相寄り相助けてやらなければ、成長産物を示した、さあみんな作つた、さあそのなには政府が責任をとれといふのも困る。しかし私はそういう前提のもとに相協力し、相助けて政府が一つの需要の見通しを立てる、それを総合して地域的にどういふふうなあんばいで生産を担当するといふことをすれば、いわゆる理屈の上からいへば、需要と供給が合つてくるわけですが、けれども、それはまた全くの理屈だけであつて、理論はどうあつても、生産物が天候に支配されたりいろいろなことが起こつて、思つたよりさらにでき過ぎたり、でき過ぎなかつたりするところがあります。そういうような場合において極端な損失が与えられるといふようなことになれば、今御指摘のよう

な、程度の差はございしますが、またものによつては考えなくちゃならぬ、政府も大いに考へなければならぬ、違つたから、全部経済的に責任を負うかといふことは、これはちよつと断定しにくいと思ひます。しかし、十分なお非なる変動が起きたり、その他の天災といふますから、自然の影響を受ける作物でありますから、計画通り工場生産のようにいきません。それはよけいでき過ぎるということもあろう、そういう場合においては、経済の変動とともにやはり損失が出るというときには、政府がどうするかといふようなことは、具体的な場合に私は考へていくべきだと考へております。

○森八三君 僕はどこまでも善意に立つてものを考へておるのです。ですから今お話しのように、これをどういふ需要が伸びていくからこういふ方向にいくのだといふことを示された、それにむちやくちやに乗つかつちやつて、むちやくちやつて収拾せよ、そんなばかなことを言つておるのではない。それに基つきまして、政府でも地方庁でもおおむねの計画と申しますか、その時点における目標といふものは大体立つと思ふのです。それを受けまして農業団体等がさらに細目をきめて、所要の数量の生産をする具体的な例なり計画を立てて出発すると。それでも生きておる経済のこととてございしますから、食い違いを生ずる場合がある。

それから果樹あるいは畜産等になりますと、短期の生産ではございませうから、相当長期にわたる生産である。出発するときにはきつめて合理的に進んでおりますも、その終点に近づくとときには、経済的な変化によつて非常な問題が起る場合がある。善意にやつた結果としてそういう不測の損害

○森八三―君　今大澤さんのお話抽象的にはわからぬわけではありませんけれども、農民というのはきわめて単純なんです。単純ですから、具体的に

思いますけれども、先ほども申し上げたように、見通しの狂いということとは、どういふ場合に狂ったかということとは問題になりましようが、狂った場合に政治的な責任から諸般の善後措置を講じていかなければならないということになると思います。最終的には、先ほど申し上げた基本法の第一章による措置で、全体的に農家の生活が落ち

通牒があつたわけでございますが、それより前に大妻あるいは裸麦についての需要減退の傾向というものは一般的にいわれておつたところでもありますし、あるいはまた農民自体も認識があつたわけであります。そういうふうなことに對して農民にはすでに対応の形があつたと思ひます。そういう対応の形をさらに助長するといひます。

を持つと思う。そうじゃないのではな
いですが、もしそうだとすれば、これ
は重大な問題だと思います。

○政府委員（大澤融君） 先ほど申し上
げましたように生産調整と申しますこ
とは、選択的拡大の方向に従って減退
すべきものはスムーズに減退して、増
加すべきものはスムーズに増加してい
くことだと思えます。そういう意味で

とが、この法律でも今後指向されると
いうなら問題だと、こう私は申し上げ
ておるのです。そんなことはないのだ
しょう。

○政府委員（大澤融君） 国の考え方
選択的拡大の方向、そういうことに
沿った動きをされる農業従事者の方
が、特に損をするというようなことは、

決しないように今後やってみなければならぬ、こゝういふふうに考えます。

○森八三三君 それはわかる。そうだとすれば、今まさにここに基本法が制定されんとする、その時限をひとしくして、麦の対策というものがここにでてきておるといふことはちがひなくいいかと思ふのです。今、あなたのおっしゃる通りならばいいのですよ。いいのだが、ところが、この時限に、それと違ひ方向が、今ここにあられんとおるといふことは、この基本法に対する信をつなぐゆゑにないのじゃないか。だから、もう一ぺん、あなたにはこゝで言つてもいいかんけれども、麦対策というものは再考すべきじゃないかといふことを私は申し上げておるのです。基本法をあなたは主管局長としてやられる限りにおいては、将来において、そういうことを御主張なさなければ、今こゝにできやうとする法律が、また信を失うという結果を生むのですから、そういう努力をなされなければいかんと思ふのです、どうですか。

○河野謙三君 閣下して。今、森委員からの御質問は、非常に重大な問題であつて、これは私は、森委員からも最初御理解があつたように、大澤審議官の答弁の範囲内じゃないと思ふのです。でありますから、森委員の質問は重大であり、また重大であるだけに、後刻、大臣の御出席の際に、一つ政府は答弁すべきであつて、私は、根本において、森委員の思想には全く同調するものであります。いろいろ今大澤さん言われたけれども、経過をたどつてみれば、昨年の春までは、農業団体

でやつたか、政府でやつたか、これは一つのものでしょう。山本富士子さんなんといふべつびんさんを引き合ひにして、ポスターに出して、麦を食え麦を食えといふ宣伝をやつたのですが、そのころは麦の需要が減るなんといふことは考えなかつたのですよ。それが突如として、夏から秋にかけて、麦まきの直前になつて、減反をはかつて、農家としてはしょうがなかつた。しょうがないうちに麦まきになつてしまひ、それが突つて麦の刈り入れの直前になつた。こゝういふときには、この基本法には直接関係はないけれども、関連して、政府は根本的にまだ、最終的にいろいろ再検討すべき余地が残つてゐると思ふのです。また、われわれと党としても、その点は、全然再考の余地がないとは言へない。この点は、政治的にも考えなければならぬことであつて、話は長くなりましたけれども、これは大臣の答弁によつて、私ははつきりしていただく、こゝういふことが適当じゃないかと思ふのです、関連して申し上げます。

○政府委員(大澤融君) 私が申し上げておりますことは、基本法の思想の一般的な方向を先ほど申し上げておりましたが、最初に申し上げたように、あるいは麦の問題は私からお話し申し上げるのは不適当かと思ふので、この程度の答弁にさせていただきますと思ひます。

○森八三三君 まだ私お尋ねしたいことはあります、ちよつと大会に呼ばれておりますので、質問はまたあとで、総合的な時間があると思ひますので、こゝうの質問はこれで打ち切ります。

おきたいのは、きのう北村君の質問の中で、経済企画庁の農業近代化小委員会の答申に対して、これはあまり尊重しないどころか、これを除外したような考え方で御答弁になつたと思ひますが、その点どうなんでしょうか。

○政府委員(大澤融君) 尊重しないといふよりなことは、私申し上げなかつたつもりだと思ひますけれども、倍増計画はあのような形で閣議決定をされているものでございまして、構想としていろいろのものの参考にしなければならぬ、こゝういふふうに考えております。

○清澤俊英君 それは当然のことでございますが、きのうは確かに北村君がうだつたね、関係しないといふような御答弁であつたので、それではこれをどれくらい点まで参考として取り上げられてゐるか、企画庁の所得倍増との関係は。

○政府委員(大澤融君) 近代化小委員会の決定と申しますか、議論の結果と思ひますけれども、閣議決定になつております所得倍増計画、これは私ども今後の経済運営にあたつて、もちろん農業についてもであります、内外のいろいろな実情の変遷にも即応して、弾力的に措置をしていくといふことで、この倍増計画を考えていきたい、こゝう思つております。

○清澤俊英君 今の閣議決定になつてという経済企画庁の答申なり、閣議決定になつてゐるという資料は配付になつておりますか。

○政府委員(大澤融君) 経済企画庁から配付されているのじゃないかと思ひます。

○清澤俊英君 僕はおそくなつて入つてきましたから、もつておりません。近代化の小委員会の答申だけは、この間ももらひましたけれども、至急一つ御手配願ひます。

○委員(長藤繁雄君) 資料は手配します。

○清澤俊英君 それで、きょうは第二章、第三章をお伺いするのであります、第二章、第三章といひましても、どれをとつてみましても、全体が、生産問題としてみましても、価格問題並びに構造問題等が関係していることは言うを待たないものであります、従ひまして、まず一番先にお伺ひしておきたいのは、前に問題を返すやうで工合が悪いですけれども、私としてどうしてもお伺ひしておきたいと思ひますのは、第一章第一条の、「自然的経済的社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるやう」云々となつてゐるやうでありますので、従ひまして、農業の「自然的経済的社会的制約による不利」とは何が、これを一つ、この前も言つた点ですが、具体的に一つ説明しておいてもらひたいのです。

○政府委員(大澤融君) これはかなり詳しくこの前、例をあげて御説明を申し上げたと思ふのでありますが、自然的経済的社会的制約といふことで、それが自然的、それが経済的、それが社会的な制約なんだといふことはなかなか區別しにくいと思ひます。自然的な制約が即経済的制約にもなりますし、こゝういふこともございまして、一つとして農業にこゝういふ制約による不利があるのだ、こゝういふふうに御理解を願ひたいと思ふのでありますが、申し上げましたように、農業は土地というやうな自然的なものに結びついた有機生産だといふことで、自然の変動を非常に受けやすいわけですね。ほかの産業よりもはるかに自然の影響を受けることが大きい。自然変動で収穫量が大きく変動するし、あるいはまた種をまいてから、あるいはまた木を植えてから実るまでの生産期間が非常に長いといふやうなこともございまして、生産の短期的な調整といふことはなかなかむずかしい。あるいはまた土地を対象としておりますために、機械力の利用がほかの産業のやうになかなかできにくいといふやうなこともございまして、そのためにはほかの産業に比べて、今問題になつておりますやうに、生産性が低いといふやうなことがあるわけですね。こゝういふ生産側の条件にいたしまして、いろいろ生産側にあるわけですが、さらに需要の側について見ましても、農産物の需要は所得の増加に応じてなかなかふえない。価格も多少下がつても需要はそれほど増加しないといふやうな性質のものであります。あるいはまた、農業において生産者が零細多数だといふやうなことは、先ほど申し上げた自然変動の影響を非常に受けやすいといふこと、あるいはまた今の所得、需要弾力性が低い、小さいといふこと相俟つて価格変動といふやうなことの幅を大きくするといふやうなことがあるわけですね。あるいはまたまた交易条件を不利にするといふやうなことがあるわけですね。その他雇用条件の面につきましても、社会的な流動性が少ないといふやうなこともありますし、あるいはまた、社会

○清澤俊英君　そこでお伺いします
が、まず、生産性を、この八条に言わ
れる見通しを立てて需給のバランスに
合った生産を行なっていくとしまして
も、まず私は自然的なこの三つの
条件の不利益を一体どの程度まで是正し
補っていくのか、こういう考え方が
一つお伺いしておきたいと思うので
す。

んな制約による不利があるのをここで言っていますように補正するというところでございますが、どの程度まで補正というの、なかなか具体的にこうとということまでは申し上げかねるのでありますが、たとえば今申し上げたような価格条件について、価格についていようなこういう制約からして農産物価格というのはほっておけば変動が激しいということがあるわけです。そういうことに対して価格安定施策をやらな

○清澤俊英君　それはあなたが言われるように利子補給もあれもこれもとこゝろ言われるのですけれども、もともと根本が自然的な制約を受けているのだ。そうしてみますならば、一つのあなた方がここに第八条で言われるような需給の見通しを立てて、そうして、それを発表していかれる場合でも、それに対する一つの裏づけとして

○政府委員(大澤融君) 御質問の御趣旨をあるいは私取り違えているかとも思いますけれども、今申しましたように、価格政策ですとか、あるいは生産政策ですとか、あるいは金融の制度とかいうようなことに、この制約を補正するという施策が現われるわけですから、生産の見通しというよりなものの、生産の場合には、そういう政策的な意図を織り込んで見通しがされるといふことになるかと思ひます。

も、結局經過的な今までの農林白書であるとか、あるいは農地白書であるとかないとかという白書と大して変わりがないのですね。これはこういうふうにわれわれは受け取っておりますが、これじゃ私には問題にならないと思うのです。そこで問題になるのは、その前提として第八条が私は生きてくると思うのです。第八条の「政府は、重要な

これはあたりまえのことだと思つてゐる。だからその見通しをつけることにしては、第九条で内容的なものがますます書いてある。また選択的拡大を中心にして「農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図るため、前条第一項の長期見通しを参酌して、農業生産の基盤の整備及び開発、農業技術の高度化、資本装備の増大、農業生産の調整等必要な施策を講ずるものとする。」これはこの八条の見通しに第九条のもの

うになるのですか。

○政府委員(大澤融君) 具体的に申し上げますと、農業生産の選択的な拡大をやるというよりな場合とか、農業生産性の向上をはかる、あるいは農業総生産の増大をはかるというために、いろいろの農業生産に関する施策をやるのにあたつては、第八条でいっております生産あるいは需要の長期見通し、

ことなんです。

○政府委員(大澤融君) 第八条の長期見通しに基づいていろいろな施策が行なわれていく、こういうことでござい
ます。

○清澤俊英君 同じあれを言われておるのですがね、ただ第八条の見通しと
いうものを出されたことについて、こ
れだけの施策を、それにマッチしたも
のですね、それをつけて出されるのか
どうか、こういうのです。私は一番重

れにつけて出されるのかというのです。

○政府委員（大澤融君） 第八条での長期見通しは、長期見通しそれだけが公で公表されるわけです。そこで、第九条では、そういうものに基づいての施策のあり方をいっておるわけですけれども、具体的な施策はどういうものを作るの、ということば、年々第七条で翌年度

僕は非常に疑問、問題点がそこにあると思うのですがね。今までの政府の法律などを見ましても、どうもそここのころがはつきりと出ていないのだ、はつきりとして出したものでもうまうまいついていないのだ。ただ見通しはこうなんだと、この見通しについていろいろんな施策をやるのだ、これだけじゃ問題にならぬと思うのです。それは紙の上で書いたものはどうでもできるかもしれぬけれども、そのレベルに従って

第八部 農林水産委員会會議錄第四十五号 昭和三十六年五月十八日 【參議院】

うだといつて作つても、すぐ変えられる、それはいろいろの経済事情が變つてきたから變えられる、これじゃ問題にならないのです。だから、今の農業基本法を取り巻いての一般の考え方は、一体こういう基本法ができて、これが今まで通りただ紙に書いた法律だけで終わるのじゃないかというのが心配なんです。私はそれが一番大事じゃないかと思うのです。

○政府委員（大澤融君） 紙に書いた法律に終わるといふようなことは、断じ

でないわけでございます。第七条で施策を明らかにすることは、第四条に
いっておりますように、こういう施策
については必要な法制上、予算上の措
置をとらなければならぬのだという
ふうに政府に義務づけておるわけで
す。農業の動向等から判定して、こう

いう施策をとらなければならぬということになれば、それに対しての法制上、予算上の裏づけをしていかなければならないというそういう法律でございいますから、清澤先生が御心配されるようなことは決してないわけです。

○清澤俊英君 畜産局長見えておられ
たね。あなたでわかるかもしれないで
すがね、酪農振興法という法律が出ま
したね、その際集約酪農地帯というも
のが五つばかり、五カ所か七カ所決定
せられておる、今どうなっております
か。

○政府委員(大澤融君) 畜産局が来るまで、ちよつと答弁を保留さしていたでございます。

○清澤俊英君　それでは畜産局長と農地局長を午後から呼んでもらいたい。

それじゃあなたのわかる問題でいきます。三十二年に養蚕の問題が、値下

がりして大騒ぎした。私どもは第二次の臨時措置法が出て夏秋蚕の取り扱いについてのとき、どうしてもこれは繭の価格に対しては夏秋蚕にもこれを適用すべきようにしてもらいたい、こういうことを言ったが、何とかそれは方法つけるのだと、こういうふうな話でしたが、最後にどうになりましたか。最後、繭の価格は幾らになりましたか。十二月の二十九日の価格は幾らになりましたか。これはあなたが一番よくわかる。

○政府委員（大澤融君） 三十三年だったと思いますが、十二月の末に価格安定審議会を開きまして、衆の最低価格を改定いたしましたして、十四万円という値段にしたと思います。

○清澤俊英君 蔵は幾らになりました。

○政府委員(大澤融君) 藪は一貫当たり千円、ちよつと端数がついていたと思いますが、千円程度です。

○清澤俊英君　　そうでしょう。そうなるのですよ。私はここで今見通しをつけて、それについて裏づけとしてやは

り数量というものをもつとはつきりとした形であらかじめ出しておかなければ、しくじったとき、さつきも森さんの質問に対して、そのときは見通しが行ったのだ、狂うこともあるのだ、狂った場合には利子補給とか何とかがいろいろなことを考えるところ言われる

が、これは口で言われるし、こちらも狂ったのは仕方ないじゃないか、それは自然の条件で狂ったのだ、経済の変動で狂ったのだからいろいろ理屈はつけられる、そのときにですね、農民は一体どうなったんです。千円の蕪だ、ちゃんと法律で幾らというものがき

まっているのだ、また別の建前でもって価格審議会できめればそれに従がわなければならぬ。千円できまつて蘭を売って、一月のもう初生糸の取引からは十六万円に上がっているでしょう。ばかをみたのはほとんど農民だけだと、こういうことのないようにはつきりしなけりや問題にならないといふのです。われわれがきのうからかけてもっと法律の内容をはつきりしなけりやいけない、そうしなかつたら、あなた方自身がどう考えてみても仕方ない

「じゃないかと思うのだ。大臣がきたらまた聞きますが、あなたじゃちよつと無理だと思ふのだ。だから私はこれでもう質問やめます。大臣来るまではやりません。大澤君を機軸めたつてしようがないのだから。こういうばく然としたものを出しておいて、それで農

民に量産しろ、いや減産しろと、減産でしよう、場合によれば。撰択拡大ということとは減産でなくてだめになってしまふということもあるのだから、こういうものを押しつけていって、押しつけてでない、誘導していって、したあ

とはいろいろな經濟的社会的自然的な制約があつてこれはやむを得ないのだ、農業の特殊性なんだ。しかもそれはそういうことがあるのだから、あらかじめこれは不利の場合は補正し、これを一つしっかり直していくのだと、こういう總則にも一条にも書いておつ

て、これがただできたあとを補給する
のであるとか、いや何とか別の考え方
をするのだとか、これじゃ問題になら
ないと思うのです。もっとはっきりし
た私は打ち出し方がこの法案の中にど
うしても入り用だと思うのだ。それは
どうなんですか。

○政府委員（大澤融君） 過去の蘭あるいは生糸の問題につきましては、いろいろの見方があろうかと思ひますけれども、御批判があるとすれば、そういうような御批判がないようにしようというやり方をしようというのがこの基本法の考え方だと思ひます。需要あるいは生産の見通しを立てて、そういうことを道しるべにしながら、今後の生産対策もやり、価格対策もやっていくという事で誤りのないようにやっていくというところが、この基本法の中

に全体として流れる思想でござい
ます。

○清澤俊英君 思想じゃ問題にならな
いというのですよ、思想では。もつと
具体的にそれを表わさんかったらやつ
ていられないじゃないかと、こういう
ことを私は言うているのだ。

○政府委員(大澤融吉) 生産見通し、需要見通し、具体的に現われるわけでございます。それから第六条で、農業の動向を報告するわけであります。それに基づいて具体的な施策が現われるわけです。その具体的な施策について

は法制上、予算上の措置をとるわけ
あります。そういうことでこの法律は
具体的に運営をされていくのであつ
て、単に思想だけではございません。
これからそういうふうに具体的な施策
が生まれてくるわけです。

じゃ一緒に出せばいいのですよ。これを承認すればあとから具体的なものが出る、それが変わった場合にはどうなるのです。変らないと言われますか。

○政府委員(大澤融君) それは計画を立てて、そこへ是非も持っていこ

うというよりなやり方ではないのであって、見通しを立てて、それを参酌しながら農業を取り巻く諸条件の變化、あるいは農業内部の變化、そういうものに対応しながら個々具体的に施策を進めようということ、そういうところが六条なり、七条なりに現われておるわけであります、そういうやり方でやっていくと、こういうことでございます。

○清澤俊英君 それはあなたさういうことを言われるけれども、今この基本

法が考えておるような答申の内容等を見ますれば、これは私は今の自由放任の自由主義の形でまだめんじゃないかと思うのだ。ある程度まで社会主義的な要素をうんと盛り込んだものでなければ、これはできないと思うのです。従いましてあなた方が意図し

てこれに向けようと思つても、なかなかうまくいかない条項がたくさん出てくると思う。その具体的な例として、この基本法に関連して農業市場の、中央市場だ、市場法の改正という問題がある。それがもう二カ月余もごたごた

している、たった一点でもつてごたごたしているでしょう、まだ私は市場法の内容も見ませんが、ごたごただけは聞いております。そうしてしまいに市場御人側の言い通り訂正せられたという、それを直して出てきておる。これは自信のない話じゃないか、それが現

実なんだ。そういうものを押えて少な
 くとも正しい方向に持っていこうとす
 るには、もつと具体的なものを書かな
 きゃならぬと思うのだ。法律で縛っ
 て、縛っても変わることはあるのだか
 ら、ちゃんと法律があっても別なもの
 ができ上がってしまふのだから、よほ

どしつかりしたものが出来なかつたら、私は非常に危険性があるのじゃないか、まずそういう点をお伺いしたいと思ふのです。

○政府委員(大澤融吉) この基本法の根柢をなす考え方といたしましては、計画経済的に物事を進めていく、コントロールして計画を立てて、そこに持つていくのだというような考え方ではなくて、自由主義的な考え方から見通しを立てて、それを道しるべにしていろいろ物事を進める。ですから是非でも見通しを立てたら、そこに持つていくのだというようなコントロールをするということではなくて、見通しでありますから、いろいろ見通しの中に織り込んだ条件というのは、そっくりそのままいくというところは必ずしもないわけですが、ですからこそ、そのときどきの条件の変化に応じて適切な具体的な施策を、手を打っていくということ、その具体的な施策のとり方、あるいは農業の向かうべき方向、そこに持つていく具体的な施策のあり方というものは、こういうことなんだというふうなことを示したのが農業基本法でございます。そういうふうにお考え願いたいと思ふます。

○清澤俊英君 今のその市場問題を一つ取り上げても、価格の問題が最後ではやはりポイントだと思ふのです。生産の向上といひ、機構の改革といひ、価格の問題に全部結びついてくると思ふのです。今の農産物の価格といふものの一番の欠陥は、自分の物を自分できめられないといふことです。きめられませんか。きめられないのだ。人によってきめてもらつておるのだ。これが農産物の私が一番の弱点だと思

ふのです。そういう場合に市場のあり方、中間マージンの制約、これが重大問題になると思ふ。先日乳価の問題で私は明治乳業の植垣さんといひいろいろ話した。乳価を上げるだけでは問題にならない、消費にマッチした価格をきめるには、もっと生産乳価を下げられるようにしなければならぬ。それであつたらば全般的なものが、まだ日本の労働者の経済的な基礎のもとでは十分な牛乳を飲むわけにはいかない、こういう話をしたところが、どう言われたか。

「いや清澤さん、そんなに乳価を下げるいいのです。中間マージンがこれぐらい幅があるのですから、これをつばめれば、そういう無理なことを考えないでもいいです。」と、乳業の大家が言うておられる。それを自然の趨勢にまかせると言つても、今自然の趨勢はどうなつてゐるのですか。農民の方は乳価を上げろ上げろ。乳業者の方でも上げろ。たまたま作り出す酪農振興法は、これは酪農振興法ではない、乳業振興法だといふようなものを作つてゐる。こういうものが裏づけとして出てきて、これで基本法を作りましてから、農業の振興ができます、生産向上ができます、いろいろなアン・バランスを直して選択拡大が均衡さしていきますと、一休言えますか。自信がありますか。

○政府委員(大澤融吉) 流通の合理化、あるいは市場の問題というふうなことにつきましても、合理化をしていかなければならぬといふことが、この法律に述べられておりますけれども、そういう考え方で私ども物事を進めていきたい、こう思つております。

具体的な問題については畜産局長から……。

○清澤俊英君 この問題は大臣にお伺いすることにします。

入しまして、ただいまの飼育頭数は二万五千頭あります。

畜産局長、酪農振興法で集約酪農地帯を作つたと思ふのです。初めあれが了解しておりましたのは、五カ所か七カ所、ごく非常に小部分が非常にむずかしい規格をつけて作られたと思ふ。大体五カ所計画であつたと思ふ。

○政府委員(安田善一郎君) ただいま八十二カ所でございます。

○政府委員(安田善一郎君) 頭数においては目標を突破いたしておりますけれども、ジャージーは草地といひますか、自給飼料中心に飼うのが最も適している。それでこそホルスタインに匹敵し得るわけでありまして、かなりのところについておりますが、その点については目標にまだちょっと差があるといひ、そういう状況でございます。

○清澤俊英君 それは一体八十二カ所といふのは、どういふわけですか。

○政府委員(安田善一郎君) 法律施行後、地域を指定したのが八十二カ所でありま。

○清澤俊英君 そういふ目標に差がある。八十何カ所も指定されてゐるといふと、その中でほとんど問題になつていないところもあるでしょう。全部うまくいつてゐますか。

○政府委員(安田善一郎君) 日本の乳牛頭数の約四割五分弱がそこにおります。そのほかがその残りになります。

○政府委員(安田善一郎君) ただいま八十二カ所でございます。

○政府委員(安田善一郎君) 八十二地域のうちで、大体飼育頭数とおおむねの飼料自給度を目標にして、飼育振興上も、目標以上に動き出したといふところは一カ所、その地域指定に伴う酪農振興計画の当初のものを一応完了したと思ふので、その後の施策を打ち切つたところが一カ所ある、こういう状況でございます。

○政府委員(大澤融吉) 流通の合理化、あるいは市場の問題というふうなことにつきましても、合理化をしていかなければならぬといふことが、この法律に述べられておりますけれども、そういう考え方で私ども物事を進めていきたい、こう思つております。

○政府委員(安田善一郎君) ただいま集約酪農地帯を中心にしたしまして、その地域はジャージーを導入する地帯より広いのでありますが、言いかえまして、ジャージー導入予定地域は、集約酪農地域の中の一地区だといふことになっております。全国に十二都道府県にわたりました地域がありま

す。昭和二十八年から一万三千頭を導

○政府委員(安田善一郎君) ただいま集約酪農地帯を中心にしたしまして、その地域はジャージーを導入する地帯より広いのでありますが、言いかえまして、ジャージー導入予定地域は、集約酪農地域の中の一地区だといふことになっております。全国に十二都道府県にわたりました地域がありま

す。昭和二十八年から一万三千頭を導

入しまして、ただいまの飼育頭数は二万五千頭あります。

○清澤俊英君 私の言つてゐるのは、一番先に計画した五カ所でありまして七カ所の場所だけでもちゃんと五千頭入つて、いつ行つてみてもなるほどといふ形ができてゐるかどうかといふことです。

○政府委員(安田善一郎君) 頭数においては目標を突破いたしておりますけれども、ジャージーは草地といひますか、自給飼料中心に飼うのが最も適している。それでこそホルスタインに匹敵し得るわけでありまして、かなりのところについておりますが、その点については目標にまだちょっと差があるといひ、そういう状況でございます。

○清澤俊英君 そういふ目標に差がある。八十何カ所も指定されてゐるといふと、その中でほとんど問題になつていないところもあるでしょう。全部うまくいつてゐますか。

○政府委員(安田善一郎君) 日本の乳牛頭数の約四割五分弱がそこにおります。そのほかがその残りになります。

○政府委員(安田善一郎君) ただいま八十二カ所でございます。

○政府委員(安田善一郎君) 八十二地域のうちで、大体飼育頭数とおおむねの飼料自給度を目標にして、飼育振興上も、目標以上に動き出したといふところは一カ所、その地域指定に伴う酪農振興計画の当初のものを一応完了したと思ふので、その後の施策を打ち切つたところが一カ所ある、こういう状況でございます。

○政府委員(大澤融吉) 流通の合理化、あるいは市場の問題というふうなことにつきましても、合理化をしていかなければならぬといふことが、この法律に述べられておりますけれども、そういう考え方で私ども物事を進めていきたい、こう思つております。

○政府委員(安田善一郎君) ただいま集約酪農地帯を中心にしたしまして、その地域はジャージーを導入する地帯より広いのでありますが、言いかえまして、ジャージー導入予定地域は、集約酪農地域の中の一地区だといふことになっております。全国に十二都道府県にわたりました地域がありま

す。昭和二十八年から一万三千頭を導

の振興熱というものは、おのずから農民の中に起きている。それがたまたま回ってきただけの話で、よほどはつきりした計画をしなければ問題にならない。ところによりますと、せつかくの乳牛地帯が全部崩壊しているところもたくさんあります。私の知っているところでは、それは一昨々年の価格の下落について、今またちと上がつてきているように見えます。あのときの問題でも大騒ぎしていた。そういう点がなくしなければ、私は基本法というものは成立しないと、こういうのです。ないと言われますか。

○政府委員(安田善一郎君) ちよつと、先ほどうっかり言いましたが、八十二と言いましたが、四十二でございいます。

○清澤俊英君 それじゃ、もう時間ですから私はやめますが、いま一つ聞きますが、昨年までだか、去年の暮れまでは、豚肉が非常に高かった。輸入とか、現地輸入もしなければならぬとか言つて騒いでおつた。今豚肉はどういう傾向になつておりますか。

○政府委員(安田善一郎君) ちよつと御指摘の時期は、その前の冬の終わりから春にかけてで、需要に伴わない供給もあったように思いますが、価格が終戦後まにみるほど下がったことがありまして、生産の減退がありまして、繁殖牝豚という増産のものもその層まであつた状況であります。その後需要は増大し、価格が上昇しまして、豚の飼育頭数も同時に比べて四割以上来たしております。価格の下落のあとにはその供給の減に伴つた出回りの減もございまして、終戦後一番値段の高いところ、都市の卸売価格

で言いますれば、四百何十円というのが実現したことがあります。ただいまそれに比較しましては、キロ当たりで大都市の価格二百八十円前後でありまして、ほぼ適正な価格じゃないか。安定的な、ちよつと高目の価格だと思ひますが、それで推移しております。

○清澤俊英君 少なくともことしの秋には百五十円になると言っているのですが、それはどうですか。

○政府委員(安田善一郎君) 大消費地の卸の価格をおつしやつていっていると思いますが、私はならないと思ひます。大消費地の価格では、過去五年の価格の平均をとりまして、その中心値をとりまして二百六十円前後でございいます。これは消費地卸売価格一キログラム当たりでございいます。標準偏差を一シグマとしますと、これが下値としてキロ当たり二百四十円、二シグマとしますと、下値としてキロ当たり二百十五円になることが考えられます。現在、養豚も豚肉生産もどんどん増加しておりますが、あわせて供給を上回る需要の強さとか、わが国の肉類全体の供給と需要の状況からみまして、キロ百五十円とかいうような暴落の価格は実現しないと思ひます。また、この国会で主要な畜産物の価格の安定法案を提出して御審議を待つておりますが、その価格では清澤先生おつしやるような、都市における卸売の価格の一キロ百五十円などという安いものでなしに、もっと高いところを最低支持価格で出しまして、畜産振興事業団をもちまして、それらの価格の場合は豚肉を買ひ入れるということを予定いたしております法律案を御可決下さいまして、事業団の事業が行なわれるよう

になりますれば、そういうようなことはなれないと思ひます。

○清澤俊英君 ところがあなたの新聞、あなたの新聞じゃない、政府機関の傍系機関ですか、そういう新聞でそういうようなことを書いてあるんだ。そして盛んに今言われるような畜産物の価格安定法によつて方々で豚肉センタを作つて、そこで何とか一つ操作していき、こういう形が出てくる。

○政府委員(安田善一郎君) 先生がおつしやいました百五十円というのは、私根拠とされた記事を見ましても、二百五十円のお説き間違ひじゃないかと思ひますが。

○清澤俊英君 いわば百五十円が二百五十円でもいいんですよ、それは。価格が問題なんです。私の言おうとしていることは、この間までは非常に下がつたために、一応生産が減退してべらぼうな値上りをしてきた。その値上りについて、どつとまた変わったために、これが価格が二百五十円でもいいし、百五十円でもいいのです。あとで新聞見せてあげてもいいのです。が、そういう価格の値上りを見る、これが問題になるのじゃないかというのです。そしてこれが、かりにあなたの言われるような、畜産価格の事業団とか、そういうものを作つて一応価格を安定すると言われるが、それが農民のところに農民が考へているだけの価格でそれがいくだらうかどうかということなんです。初めの予定と実際とはずつと違つていんじゃないか、違ひじゃないかと思ひます。

○政府委員(安田善一郎君) 自由放任主義にいたしておきますと、豚のよりに回転率の早い生産では、また日本

のような小頭数飼育が多いようなところで、濃厚飼料を購入してやつていく飼育が原則であるというところ。その御指摘のような価格変動がひどい。その価格にマッチしない時期においての頭数増減、生産の増減がひどいように思ひますが、最近行政措置でとつておりますこととか、また今回この国会に、制度及びこれに必要な法律案を提案いたしております政府の考へに基づき措置が行なわれますれば、一応農家が期待いたします上値と下値の間で、いわば安定帯価格の間で価格が安定するように考へておりますし、また、そのように努力をいたしておりますつもりであります。

○森八三三君 関連。今答弁において抽象的にはよくわかるのであります。清澤さんは百五十円でも二百五十円でもどつちでもええとおつしやつたけれども、いたずらに高きを欲するんではないかということであつたと思ひます。が、私は現時点において百五十円も二百五十円でもええ、どつちもええということではないので、やはり安定帯の下限は生産費に見合う価格が策定されなきゃならぬと思ひます。で、今お話を聞いておきますと、過去における流通過程の中における平均価格が何か二重価格、均衡価格というふうな方が、においに出ていっているのですが、その辺の感覚どうかというところが一つと、それから今度の事業団には鶏卵等が入つておりませんが、将来大臣は考慮するとおつしやいますかどうか、その辺を一つ関連として伺つておきたい。

○政府委員(安田善一郎君) 第一点でございしますが、畜産物の価格を法律及びその運用をもちまして、またそれができず前までは行政措置等をもちまして、価格安定を期待をいたす努力をするというのを努めております。が、その施策の対象といたします価格が、第一は形成の仕方といたしまして、政府が関与する価格の形成の仕方は消費地の価格の方から農家の価格を考へるものか、農家の生産の方から価格を考へるものかというところには問題があると思ひますけれども、しかし畜産物は、特に主要畜産物は政府が価格の安定をはからうといたしますものは、現在及び将来農業の成長部門としてこれを取り扱うものである、農民もまたそれをきつと期待しておると思ひます。選択の拡大もしようとして生産に対処しようとしておるので、国の現状から申しまして、その需給関係は国産だけでは不足するような需給状況にあるわけではございません。そういう条件のもとにおきまして、本来畜産物、特に日本の畜産経営におきましては、生産を取り巻く条件は生産条件、交易条件その他からとかく不利を、だんだんとおぼろ部分もございしますので、これを補正いたしますために価格制度も考へなかつたかぬと、その価格制度の目標は、また農業所得と他の産業従事者の間の所得格差を逐次縮めていく、将来は均衡を持たしめていくという建前でございしますから、そこで畜産によります生産者の所得をやはり中心に考へまして、そして日本の国民経済上必要なこと、過去の価格のつながりがあることも考へまして、過去の価格の沿

革とか、現状の生産形態や需給状態等を、あるいは物価事情等、財政事情等を考へてきめるといふことに一応なるんじやないかと思ふのであります。その趣旨におきまして、畜産物の価格等に關する法律案を立案をいたしまして御提案申し上げておるわけでございます。いきなり、まだ必ずしも十分に整備されておらない、資料が整わない場合の生産費調査とか、これが生産費だと世に上りつかりした資料もなしに主張をされる生産費を、どういふふう

に生産費または所得を補償する方式で、どの資料でやるかは、なお若干の経験とか努力が要ると思ひますが、その考え方とか、思想においては以上のようにやろうと思ひますし、努めてもおりますし、法案もそういうふうにしておるつもりでございます。

第二の鶏卵でございますが、私がお聞きしております限りにおいては、農林大臣は直ちに法律制度上の対象物資にするとお答えはしなかつたように思ひますが、これに對しまして需給を調整し、価格を安定する。価格が季節的及び年次別な変動を少なくする生産所得あるいは生産費、物価事情、経済事情に適應して養鶏を伸ばしていく、そういうことについては措置を研究中でございますが、前にこの本委員会でお聞きしたときに、肉の冷蔵枝肉を保管調整いたしますとか、政府機関で買ひ上げて保管いたしますとか、市場から引き揚げる意味でございますが、そういう方法が必ずしも取りにくい性質もありまして、乳製品ですとか、冷蔵枝肉でありますような措置が同時に取りにくいので、すぐ案が出ません。研

究しましたら流通調整、保管、輸出入とあるいは加工工業にもっと奨励して回す。学校給食などのようなその他の特別市場の方に供給をする。そういうことを考へております。ただいまのその状況を申し上げますと、供給増のきらいがありまして、価格はいささか低いのでございますが、冷蔵倉庫については、余裕がある限り十分に入つておるほどの貯蔵もしておる使用状況でございますので、早速に今後検討いたしたいと思つております。

森八三二君 非常にむづかしい問題ですから、ここで結論を出していただきたいと思ひませんが、畜産物の価格の安定について非常に回りにくくぐりぐりと説明されたので、どつちが重点になつておるのか理解に苦しむわけであります。一番おしまいに、資料が整へば生産費及び所得を補償するやうなことを重点的に考へていくべきであらうというふうに御説明になつたと思ひますので、そういう方向が畜産物の価格安定施策の具体的なものとして将来進められていく、こういうふうに私は理解いたしますが、そういう方針であらうと思ふのですが、そう了解していいかどうか。

それから鶏卵については、お話をよくに枝肉と違つて非常に私はむづかしいと思ふのです。そう簡単に申しませんが、冷蔵性のあるというもののじやないと思ふ。ですから大臣は直ちにやるとおっしゃいますせんが、大切なことだからそういうような実の上がるやうなことを一つ研究いたしましてやうというお約束でございますが、そのお約束は一つ履行していただくやうに十分御研

究をお願いしたいという希望を申し上げておきます。

○清澤俊英君 畜産局長の今のお話をお伺いしていると、ちよつと私は腑に落ちないことがある。と申しますのは、農民は買ひるとき、これから先はあなた方の博識多識な施策によつて御誘導を願わなければならぬが、これは私も必要だと思ふのです。今の場合、かりに豚肉が四百数十円になつた。これを基本として農民は買つてゐる。だから子を一買ひますに、最後は九千何百円まで上がったんじやないですか、一万円近くまでいったんじやないですか。こういう高いものを買つて、飼料がどうなるやうなところやうなところなことを考へないで、そうして飛びつてどつと買つてしまつた。飼料不足で大騒ぎです、今度は。値段は下がる。そういう状態だから、一つ過去五カ年の市場価格等を勘案して、基準価格というのですか、こういうものに上げてやるのだ、これじゃ私は問題にならないと思ふのです。そういうことの心じやないかと思ふのです。少なくともこの「選択的拡大」という中には、適地適作という、地域的な格差というものをはかり直していかなければならん。どこもこのものべつに飼うということじやないと思ふのです。そうしてみますならば、この第八条の需給の見通しをつけて、そして生産を高めていく、しかもその高め方も、ただ増産するといふだけじゃ問題にならないと思ふのです。所得格差をなくするた

めには、やはり生産性の向上といふものが中心になつていろいろ考へられなければならない。それがためには構造の改善も考へられなければならない、こうしたものがそろつて出て、そして生産をしていくことに一つの安定感を与えるには、私はあらかじめそれを明示して出てこなければならぬ。そういうふうにして出てきまして、自然制約による不利があるものであるから、これに對する補償制度くらいは考へておく、価格の保障くらいは考へておくかなければならぬのじやないか。病気で豚がみんな死ぬかもしれないし、あるいはほかの方のものが、かりに牛肉と、畜肉と對比するものは私は魚肉だと思ふのです。これが生産が非常に減つてきたんといふやうな問題が出て参りますと、自然的に私はこちらの方が上がると思ふ。また大きな市場価格の変動は、嗜好という問題が私は非常に強いと思ふ。ただ理屈だけで肉を食つてゐるのじやない。肉があきたら今度は魚にしよう。魚があきたら今度は野菜にしようといふことも、相当總括的に考へられる要素を持つてゐる。そういうものの變動に對して一つの安定感を与える施策といふものは、私は八条並びに九条で明示せられなければならない。それが国会に提出せられれば国民に全部それがわかるやうにしなければならぬ。お前はさういふ地域で飼わん方がいいじやないか、非常に不利だからやめたらいいじやないか、やるにはこういう前提があったらどうかと言われよう。一つ指導方向が要るのじやないか。何も大澤さんの言われるやうに、片っ端からワクにはめて引つ張つて持つていく、こういうやうなことをわれわれも考へておらない。せいと言つても、こ

れはできない話なんです。今の自民党としてはできないのです、政府としてはできないことなんだから、そういう無理は言ひませんが、少なくともそれくらいの方向に持つていくことのできるやうな打ち出し方が私は必要じやないか。きのうから北村さんが六条、七条、いろいろ言つてゐることも、その点に尽きてゐると思ふのです。そこがばく然としておつたら問題にならないのじやないか、こういう私は質問をしてゐるのです。だから、どれくらいこの範圍でこの八条、九条を結び合はして出されるのか、どうせ出さなければならぬのです。大澤さんどうなんですか。どうしてもやはり今まで言つてゐられるやうな見通しだけをやって、その見通しについていろいろ考へて、こういう施策をやるのだ、これだけの話なんです。

○政府委員(大澤融君) 私の申し上げてゐることを十分に理解していただけないことを非常に残念に思つておりますけれども、もう一度繰り返しますと、八条では具体的な数字で需要、生産の見通しが公表されるわけでございまして、その公表された計画に基づいて第九条の施策がいろいろ行なわれていくわけなんです。その行なわれ方はどういふことかと、年々の行なわれ方はどういふことかと言ひますと、第六条で言つておりますやうな農業の動向を見きわめて、農業の生産性なり、農業従事者の生活水準なりの動向を見きわめて、その上でどういふ施策をすべきだといふことで、具体的な施策が進められる。その具体的な施策は第四条で言つておりますやうに法制的、予算、財政的に裏づけを持つて、金融の裏づ

けを持って行なわれていく。こういうことでございます。こういうふうに御理解願いたいと思います。

○東隆君 先ほど畜産局長、ジャージーの問題ちよつとお話しになりましたが、牛乳を購入するのに脂肪の割合によって大いに入札してある。ところがジャージーは御承知のように脂肪が多いのであります。これはいやがらせかなんか知りませんが、どうもジャージーの牛乳は買わない工場ができておる。こういうふう聞いておるのですが、そういう声をお聞きになりませんか。

○政府委員(安田善一郎君) 乳価から先に申し上げますと、乳価が三十三年にははだしく下がりました。それから逐次価格は上がって参りましたが、その過程におきます昭和三十四年ごろに、従来は脂肪率取引をいたしましてホルスタインからする牛乳とジャージーからする牛乳と同じに扱ひまして取引している慣行が一般でありましたが、ある会社がある地区等においては三・八の脂肪率をこえる場合の脂肪率の一割当たりの価格を、三・八まで以下の場合よりも下げようとしたことがあります。それは千葉でそういう買ひ手側から申し出があったり、それが波及しまして東北三県にいたりまして、これはまたこの酪農振興に対する政策とか、農民が期待しておる状況とか、その牛乳及び乳製品が製造販売される場合の国の需給状態から見まして、買ひ手側の市場を見ても事由があるという説もあるかもしれないがそれは適当でないというのでやめさせました。最近ではそういうことは起きておらぬと思います。

○委員長(藤野繁雄君) 午前はこの程度とし、午後は一時三十分から再開いたします。それでは休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時五十八分開会
○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。

午前引き続き、農業基本法案(閣法第四四号、衆議院送付)、農業基本法案(参第一三三号)、農業基本法案(衆第二号、予備審査)以上三件を一括議題とし、質疑を続行いたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○清澤俊英君 農林大臣にお伺いしますが、午前中、大臣のおられぬときに、大体私がお伺いしたいと思いましたが、これは、過去の農業行政を見ました場合に、一つの法律がありまして、それが多くの場合曲げられてゐる。その一つの事例として午前中に申しましたのが、ちよつと畜産局長がおりますので、酪農振興法により集約酪農地を五カ所ほど選んでやるのだ、これには五千頭のジャージーを入れて、そうして乳業の振興をはかつていく、こういうことで、相当の予算を見てこれが始められたのです。しかもそれは、適地の条件として、非常なめんどうな条項がついておる。しかも本日お伺いしますと、四十何カ所、五カ所とか六カ所に集約酪農地区が増大せられた。おそろくこれはまだ予算を見ませんが、一カ所の計画予算というものが、四十何カ所というものについては私はななと思うのだ。ないけれども、振興したからという畜産局長のお話でございましたが、そういう中で両三年前、

ここに堀本君もおられますが、乳価が非常に下がりました際には、堀本さんと二人して視察に出て、この通り若い乳牛がつぶされてゐる、これでは日本の乳牛というものはもう近々なくなるのじゃないか、こういった事態も迎えているのですから、だからそういうような状態の中でわれわれが考えますとき、大澤さんにお伺いするのは、第八条の需要と生産、いわゆる需給の見通しを立てて、そうしてそれを実行するためには、いろいろな拡大選択というより、非常に増産でなく、生産性の向上を伴って、そうして農民の所得がふえるという一つの施策を講ぜられるならば、これはどうしても一つあらかじめこの見通しの上に立つた一つの計画、プランを添えて出してもらうことがほんとうではないか、それが六条の報告の際に、その結果がどうなった、こういうことでなければ農民はなかなか安心できないのだ、しかもこの計画を進めるためには、いろいろ農業には経済的、自然的並びに社会的な制約といふものを持っている。だからいかに善意にやり、計画的にやってみても、そのものによつて計画はくずれるのである。これは総則の第一条におきまして、この制約の不利を補正すべし、こうなっているのだから、こういう計画を進めていくには、何といひしても価格の問題が中心になり得るであろうから、その制約によつていろいろの価格変動が出てくる。生産の変動が出てくる。いろいろの変動が出てくると思ひます。それらのものは、この条文を生かしてはつきりした形で持ってい

なければならぬんじゃないか。それになかったら、今言うておられるような長期の一つ見通しをやります、それに對していろいろの施策は考へてやるのだ、これでやったら、今までの例から見ますれば、いろいろくずれてくるのじゃないか、こういうことを私は質問しておつたのです。それはなかなか解決つきません。それで、大臣にお伺いしますが、私はそれでなかつたならば、なかなか農民は納得しない、こう思ふのです。現にこれは農業共済組合新聞、共済組合新聞といふと、政府の補助金によつてできてゐるまあ外局機関と見てよろしい、この機関紙、それに出ております農業基本法に期待するといふ、この見出しだけ見ましても、法律よりも具体的施策がほしいのだ。基本法なんか要らぬのだから、具体的に何とわれわれが安心して農耕に従事することのできる、畜産に従事することのできる施策が望ましいのだ、あるいは作りさすれば、場合によりましては損がいく、こういう見通しだから、こういう施策をしたのだからとやってみても、乳の値段が下がって、せっかく買ひ入れた子牛まで売らなければならぬ、こういうことではいかぬから、作ればもうかる計画をもつとはつきりさしてくれ、こう出ている。そうしてその次には、さっき大澤審議官にもお伺ひしましたのですが、ちよつと三十二年の養蚕のごとく、ネコの目の変わるようなこういうようなやり方であつては、そのたびに借金だけが残つて頭痛の種だから、こういうことのないようにしてくれ、だから、金のもちかたの酪農経営ができるような安心した態度のもの

がほしい、こういう希望でした。そういう状態で非常に困つてゐるから、今出かせぎで家計を補つてゐる、これは兼業農家を中心として考えられる。ほとんどこういうような情勢で、この期待するものは、実際の問題を具体的に施策として示してもらいたい。ところが、漠然とした形で今出て参りますれば、ちよつと非常な意気込みをもつて予算をつけてそして酪農振興法五カ年計画で五地区だか、七地区です、こういう集約酪農をやつて、これを模範としてだんだんふやすのだ、こういうことをやってみても、いろいろ代議士の運動があつたり、地元民の要求がありますれば、四十何カ所ばらばらと指定して集約酪農地をふやしてしまふ、これはおそろく私は全地区に予算などつけられないと思ひます。幸ひにして幾らか乳牛が伸びておるといふことは、これは乳牛ブームが起きておりますが、これは決して施策をやつたものではない、これでは問題にならない。こういうことを先ほどから質問しておつたのですが、大臣はどう考えられますか。

○国務大臣(周東英雄君) お尋ねの点は、私はごもつともな点だと思ひます。従来酪農等に関して、ともすると総合計画の一つとして立てられなくて、まあ私もこの農林省のことなんかいへば、畜産局は畜産局で別々に酪農を指導する、ほかの局ではまたほかの局で他の果樹園芸を指導するといふ形において、計画におきまして、総合的な計画の一環として出ておらなかつたやうでありまして、またそれについて、同時に御指摘のように、しからばどの地域にどういふふうに産地形成をし

て、そして多頭飼育をして、まとまった乳が市場に出せるようにするかというようなことも、やや十分ではなかったようです。またこの点について、將來これらの生産地の乳をどこへどういうような需要地として売っていくか、またそれについてどういうふうにして消毒その他加工施設をもって乳の販路を開拓していくか、取引形態においてどうするかというようなことが、私は考えられていかなければならぬと思うのであります。ことに御指摘の乳牛も、どうもえさが高くなって、乳価が下がるかと危惧を感ずるというふうなことがあつたところもあつたように聞いておりますが、そういう意味からいいますと、やはり一番大きな飼料について一体どういうふうな措置をとるか、今後私どもはどうしたつて酪農その他畜産を奨励するについて、その飼料について品目別の需給計画を見通して、その上に立つて国内においてはただ供給力があるのか、これは購買飼料について、そしてさらに自給飼料についてどれだけのやれるのかというやうなことを考え、どうしても不足の部分を外国に仰ぐならば、輸入計画というものをどういうふうにか考へるかというやうなことになる、こういうやうなことが総合的に一貫して立てられて、やはり農家に安定した生産をやつていただけたらと思うのです。そこで、八条等という重要農産物に対する需要及び生産の長期見通しを立てるというところに於いては、そういうやうなことを頭に当然入れながら一つの見通し、生産の見通しを立てて、そのことはこういう関係で需要に應じられる、これくらい

の需要があるから、これくらいの生産をこの地域において立ててよろしいというやうなことを含めた長期見通しを立てていかなければならぬと思うのです。そういうある程度具体性を持つたもので今後はやつていきたいと思つております。これはまあ地域的にもよほど進んだ点もありましようが、一べんに酪農がよいからといって、全国どの土地にやるわけにいかぬ。やはりそういう面を深く考へて総合的な見通しの上に立つた生産指導をしていきたい、こういうふうな思つております。

○清澤俊英君 それはあなたが言われる通りだろうと思ひます。総合的に考へて第一番に考へられることは、適地適作だと思ひます。今のところは何かをやつてもどうもうまくいかない、あるいは單作地帯におきましては労働力の余る時期がある。それらを調和してやつていくには、酪農というやうなことは当然考へられる。そこで、少し工合がいいと、適地であらうとあるまいにかかわらず、これをどうと飼う。だから、先ほどちやうど畜産局長もおりましたので、豚の話をした。おととしとは、最高、四百、畜産局長の話によりますれば六十円とかまで上がったそうです。それが一年ほど続きましたものですか、非常に最近豚を飼ひ出した。非常に無理な飼ひ方をした。どこでもここでも豚を飼う。一方では多頭飼育というやうなことが、また計画的に行なわれてゐる。そこで、非常な増産体系をとりまして、そうして今年のごときは、豚の値がずんずんと下がつてゐる。先ほど私は、そういう状況の中で、現在二百六、七十円、そしてこの秋には、売り急いだならば、百五十円ぐらいになるだろうと言つたら、そういうことは考へられないと、清澤さんには二百五十円の間違ひじゃないか、こういうお話でありましたが、これは農業新聞です。農業会が出している新聞を見ても、秋には恐慌相場、売り急げば百五十円以下と、こういうのであります。これじゃ問題にならぬ。従ひまして、拡大選択という中には、地域的な制約も要すると思ひます。拡大選択していく上には、地域的ななにも要すると思ひます。こういうことを一体、自由主義を奉じておられる自民党を中心とした政府としては、これを、ワクをはめて無理して持つていかれない、こういうことはよくわかつていくには、理解を与えることのでき、だから、計画を密に出して、それで引つぱつていくより私は方法がないと思ひます。こういう地区でこういう高い飼料を使つてはだめなんだ、今の消費価格を見通した上においては、少なくともこれくらいになるのだから、需要がこれくらいあるのだから、そう無理して飼つても無理だから、そういう地方はやめたほうがよろしいというくらいに勧告をしつつかかるくらいに私は計画プランを出さなければ、うまくいかなのじゃないか、こう考へておるのです。それが、たまたま、それまでのものをやりまして、なかなかうまくいかぬのが現実だと思ひます。現実の情勢がそういう形に出てきてゐる。だから、よほどこのところの、八条と九条の取り扱ひというものは、最も意識的な、指導的な、計画的な指導体制が、幸い法律としてやり方によつては作られるのであるから、それをまず固

会に出して、国会を通じて一般に知らしめるぐらいの努力が私は要するのじゃないか、こう聞いておるのです。ところが、それまでのことは要らないのだと、また総理大臣は、この岡田田君のなにつきました。それは、そんな長い間の計画プランなどは、そういうことは考へておりませんとかいうやうなことを言われてゐるが、それなくしては、私は断じてこの法律というものは、今言つた農民諸君の心配、これはみんな農民の心配ですよ、これは農協の出している新聞が書いておるのですから。そういう心配が残ると同時に、この法律の完全な履行は私はできないのじゃないか、こう考へておるのです。これに對しては、そこまではっきりやるのだ、計画プランは出すのなら出すと、こうお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(岡田英雄君) その点は、私先ほど申しましたように、われわれがこれから成長農産物の生産をふやしていくためには、当然にその一つの見通しを立てて、それに計画したものを考へて指導するわけですが、この間總理は、そんな長いものはというお話をされたというお話ですが、これは、十年とか何とかが長い見通しについて、これはなかなかこういう見通しをするものについては困難ですけれども、この八条に於いては、三年とか五年くらいの一つの幅のある見通しを立てる以上は、供給計画と同時に需要を伸ばす計画を立てなければならぬ、こういう考へ方です。これは私は、おそらくそういう問題は、今後私どもは、清澤さんのおっしゃるやうにその計画をつけてするかいなかは別として、当然私は、われわれなり政府が指導してい

く場合に、そういう計画のもとに、総合計画のもとに指導しなければいけないと私は思つております。ことに、今豚のことをお話しになりました。すでに私どもはそういう問題を考へつつ、この間も別のところで例をあげたんですけれども、埼玉県におけるハム工場のごときものがありますが、これは午前中ではございませんが、農協と契約を結び、周辺の農家で飼育する豚を原料として長期的安定的に購入することにより、主産地の育成に資するという役割を果たしてあります。しかしながら、それは当然に、埼玉県における春日部を中心とした養豚事業に對して、でさうがったものは全部引き取るといふ約束のもとに計画を進めて、あまり価格の暴落を起させない。従つて、それに対して農林中金から大体二億でしか金を出していく条件のもとに、片一方は生産者が全部引き取るというところに、需要と申しますが、加工に關する材料提供の方をところが担当し、価格が変動して値下がりをさせないやうな計画のもとに進めておる。そこでその地域には豚の主産地等を形成して、多頭飼育させる、こういう計画のもとにそれをこつと作つたわけですが、これは私は非常な一つの見ものだと思ひます。また岩手県におきましては、これは県が中心になつて作られたものがあります。この方は農業協同組合が出資者の畜産公社でございます。これは豚及び肉牛等も養うわけですから、それだけの作つたものをどこへ取引させるかといふことの目標計画を定めて、これを奨励していくわけですが、これは中間を省い

出てくるのだ、そうして別なことも考
えなければならぬ場合も十分考えられ
るのです。それを目標なしに、これか
ら今肉がこれだけ足りないのだからと
言うてばつと出しますと、安田さんが
いろいろ弁明しておられました、こ
の秋には下手をすれば百五十円にな
らうという農協自身が目安を立てな
ければならぬ困難性に入る。これじゃ
私は問題にならないと思ふのですよ。
だからそういうものをなくして、そし
て価格の安定を将来つけていくため
に、畜肉が畜産が価格の安定法が通
りました、それで一つのセンターな
り、冷蔵などの施設を作つて、そし
て事業団をして価格安定するようにし
ますと云つておる。このときはもうお
すいのですよ。おそらくは最低の安定
価格はとられると思う。そこで集める
肉の品質は下がる、目方は減る、経費
はかかる、保管料は取られる、少しく
いのものを国が補助してきまして、
農民の手元へ入るときは次の処置を
とつて幾らか値上げして売つたものな
どは、おそらく返つてこないと思ふの
です、負担金だけが損するくらいのも
のであります。それは長い間の目で見
ますならば、一つの安定価格を作り出
す、操作の私は役目はするかもしれま
せんけれども、それが農民の損害を補
償する一つの事業団体系とはなかなか
なり得ないと思ふ。そういうこまかし
いところまで十分考へて、そうしてこ
の生産性というものを高めていく、こ
ういふことが私は何としても重要な問
題だと思ふのです。ただ総合的に考
へてあれすとかいふことと、ただけ
とだけいふ、私は今言つた法律と同じ
になつてしまつて、ばくばくとして出

くる、そうしてそれを中心にして予算
のぶん取りになつてしまふ、しまいは
どこへ行つてしまふかという、農民
の泣きどころだ、これじゃ私はなかな
か問題にならないと思ふ。だからいま
少しこの点を腹をきめて御返答願ひ
たいと思ふのです、これは無理かもしれ
ませんあなた方に言うのは、これだけ
の大仕事をやるのに、後ほどいろいろ
のあと構造問題が出てきますが、構造問
題の一つである協業でやつていく場合
においても、自主的に、民主的に農民
の創意工夫によつて計画されたものを
これを助成していくのだ、そういうこ
とがここに書いてある。これじゃ総体
的の計画とは何ら関係が合いません
で。生産はこれだけ、目先はこれから
先これだけの生産は要するのだ、増産
が必要なんだ、これをやるにはこうい
う金を出してやるのだ、これはわか
つて、わかつてゐるが一番大事のこ
ろの跡始末がつかんかったら、それは
過剰生産になるおそれがないとは断
言できないと思ふ。だから経済企画
の農業近代化小委員会の答申の最後
は、この取り扱ひが一つ間違つたなら
ば一大混乱に入るであらうと云つて
ある、私はその通りだと思ふので
す。一大混乱は今年の豚肉の上に現
れてゐる、安田さんはばかに安心し
たことを言つておられるけれども、も
はや混乱が現実に出てゐるのだ。ここ
には間違つたならば百五十円になるだ
らう、農民は一大脅威にさらされて
ゐると思ふのです、おそらく九千円
の子供を育てたのじゃないか、少し
高い飼料を使つて飼つたのが百五十

くらにさらされるなんて言つたら、
これは大へんな話だ、これじゃ私は問
題にならないと思ふ、生産を破壊する
ことによつて日本の農業を壊滅せしめ
る結果になりはしないか、そういうこ
とは考えられませんか。

○政府委員(大澤龍蔵) 畜産の問題
は、先ほどから畜産局長言われてお
りましたように、選択的拡大の方向で畜
産をこれから伸ばさなければならな
い。これは当然の、皆さんよくおわ
かりのことだと思ふのでありますが、
そのために従来からいろいろのことを
草地の造成でありますとか、あるいは
家畜導入の手当でありますとか、い
ろいろなことをやつてきたわけであ
りまうけれども、確かにこの価格安
定という点については、十分な施策
がなかつたわけでありまう。そこで、
先ほど畜産局長の言われたように、
今御審議を願つてゐる畜産物の価格
安定の法律があるわけでありまう。
あつて、その成立と相俟つて心配な
く畜産を伸ばしていきけるというよ
うなことを考へておるわけであり
まう、具体的ないろいろな手を打ち
ながら、選択的拡大の方向に農業
を持っていきたい、こういうことで
ござります。

○清澤俊英君 それは長い、これから
十年先の上でそういう考へ方いきま
すれば、それは私はある程度達成せ
られるようなことも考えられるかもし
れない。しかしながら、その過程にお
いては起伏波乱がある。現に選択的
拡大によつて畜産や果樹を一つ作
つていかなければならぬ、まず第一
に考慮されるのは、地域の問題、地
域差の問題、地域差の問題、おれ
も飼おうと思つたやつをお前やめ

ろと言わなければならぬ。地域差で
そういうところは飼わんでよろしい、
飼わんでよろしいとはまさか押える
わけにいかぬから、従ひましてそう
いふものを親切にちゃんと出して、
持つていくよりほかにないじゃない
か。今の場合はただ肉の値段が非常
にふつたのだから豚を飼へばもう
かるのだ、そうしたらこれだけのこ
とで、ばつとくつていく、将来はこれ
だけの畜産は四倍になる、やれ光明
に輝いてゐるのだから、権も人も
飼うのだから、これだつたらしま
いどこかが穴があく。そういうもの
種々上がりがりのうちにだんだん調
整せられて、そして事業団等の活用
によつて一応ある安定が見られる
けれども、それは数年後なんぞ、そ
こへ達するために幾多の農民の犠牲
を経なければならぬと思ふのだ。畜
局長は事業団を作つてそしてある
価格で余つたものを賣つてやれば
それでいいのだと語つておられる
けれども、あとから何年か余つたら
しまいにどうなるのです。肉とい
うのは何年ぐらゐ保つていたら
いいか知りませんが、それでも、
そうこまかしいことは知ら
ない、そうそう持ちきれぬものだ
らう、肉の質も下がつてくる、目
方も減つてくる、経費はかかつて
くる、価格は一番下で買ひ上げら
れていく。そういう経営をしてい
けば、負担金は取られる、少しぐ
らい高い、いよいよそれを始
末したときには、さつとも言う通
り三つも農民のところには返つて
こない。事業団だけでそれをして
いく、しまいの果てには国に要求
して事業団を持つていくために、
また一つ事務費を出してくれ、こ
うしてくれ、あつて

くれといふようなことで国民に迷惑
をかけなければならぬ。しかしさうい
ふことのないように、少なくとも初
めからやつていくことが私は正しい
指導の方法じゃないか、こういうこ
とを言ひたい。

○政府委員(安田善一郎君) 清澤先生
の御質問の御趣旨が実はちよつとわ
かりかねるところがありますので、恐
縮でございますが、一応私は御質問
を了解したところ申し上げてお答
えし、午前中に引き続きたいお答
えにしたいと思ひますが、まず第一
にわかりにくい点は、農業基本法
が畜産法として政府が決定して
おるような畜産物価格安定法とい
ふものが同時に用ゐられてゐる内
容も審議がなかつたかぬ、基本的
な、あるいはあるべきか、基本法の
案はどうかあるべきかという御意
見が一つ、それから私が答へました
基本法の精神で立案し、今後運営
いたしますし、今国会で畜産物の
価格安定等に関する法律案を御提
出申し上げて御審議をお願いし
ようと思つております。その法案
は、この豚肉の価格の上
限下限を作るのでありますが、その
中の価格安定帯で肉の価格を安定
させて、ひいては養豚の安定的な
発展をはかることに役立ちます
といふことに対して、昨年の春は
値下がりが出て、その後の急激な
値上げの高騰もあつて、その飼
育用豚の、仕入れた子豚が一
万五千円から一万円に下つた。その
当時は規制制度もないが、自由であ
つたけれども、役所は安定して政策
的にもつとやべきでなかつたか。ま
た、子豚が高

なつたときの、その仕入れた農家の販売肉等は、それに対して個別にあるいはある範囲の包括的であるかもしれませんが、これから法案作って運営するという一般論でなしに、それに対する当該具体的な価格措置を、補償措置を講じなければならんんじゃないかという御質問の、その以上がごちゃごちゃと申し上げると失礼ですが、まさって一度に質問せられまして、大澤審議官が答えて若干困ったり、私の答えがあるいは御意図の質問内容に就いて答えられていないということでありますかどうか、それを一つお聞きしたいと思ひます。

○清澤俊英君 私は局長、まだ価格の補償しろなんというところまではいっていないんだ。少なくともここに安定法というものが出て、そうして選択的拡大という一つの生産体制をとって進んでいける限りにおいては、これには非常な統制的なものが必要ということとです。一つの例として、地域差も要れば、生産性を向上せしめるためにはいろいろな条件があるだろうと思ふ。さきも問題になつていようように飼料等の問題もあるんだ。これは局長が何べんも言われる通り、これからの畜産は自給飼料でまかなうような方法が考えられるというようなこともあるんだ。そうしてまず地域差というようなものから先に考えていく場合でも、将来適当でないところで畜産が始まらないとも限らない。私は豚の問題を一つ例として出したのは、そういうような計画的な一つの趣旨がなかったために値段が非常に高かった。だから飼ひさえすればもうかるのだということでも八も八と、こういう言葉を使った。

だれもかれもどつと先を見ないで飼ひましたことが、結局今日叫ばれるような、さつき間違ひじゃないかと言われたけれども、私の間違ひじゃない。農協が書いてある新聞には、売り急ぐならば今年は百五十円になるだろうと、こういう何を出している。現在二百七十円という大見出しです。こういう危険な状態にわずか一年のうちにさらされるではないか。だから、もつと見通しの立つたもので、この第八条並びに九条を生かして、そういう目安のつくようなところに持つていくことが私は少なくとも考えられる重要な問題じゃないかと、こういうことを私は聞いています。そういうことをやつた上で、なおかつそれまでに親切に誘導しておつても、いろいろな農業の生産には自然的制約によつて価格のべらぼうに下がることもあるし、あるいは大きい病害にかかるともある、いろいろな欠損も出るから、これを意識的に誘導していくためには、損をしないという一つの形をとるためには、補償制度というものがある。その中に於けるのじゃないか。だから一番先の総則にも、一条にもある自然的制約による不利を補正し、これは少なくともすべての補償的な問題となつて、価格の安定を保つというところで、農民の生産による危険を防止して、そうして経済が正常な発達をするのでできる諸種の施策を考へる。これが補償の対象だ。まだ私はその補償までいきません。その前提としてどういふことをやらなかつたら、不測の障害を残すのじゃないか。だからどうしてもどういふことが要るのじゃないか。それは自民党としてはなかなかできんことだらう。自由経済を中心

にして考へておられる自民党としては、なかなかできんことだらうけれども、できない中をどういふ点を重視して誘導ぐらひはやるべきじゃないか、こう言うのです。今、書きました書き放しのこれでもつて続けていきましたならば、これは予算のぶん取りになつてしまふ。あるいはいろいろな側の力によつて、せつかくの意図したものが曲げられませんかと思う。経済局長、おられますか。

○委員長(藤野繁雄君) 松岡参事官がおられます。

○清澤俊英君 あなたにちよつとお伺ひしますが、大体、市場法が今度出たそうですが、これ、出るまでにいろいろの問題で約二カ月か三カ月かたつていましたね、これは一体何がもとなつてます。

○説明員(松岡亮君) 中央卸売市場法の改正案は、ただいまお話ししたのと同じように、つい最近提案されたのでございまして、それまでに両院の御決議に基づきまして、調査会を設置しまして、改正点を審議していただいたのでございまして。その結果によつて、中央市場法の相当部分に改正を加えたいというところで整理したしたのでございまして。その中でいろいろ問題になつた点がございまして、おそろしく御指摘のありましたのは、特に中央卸売市場の卸売人の兼業を制限する問題を御指摘になつたのだと存じます。それにつきましても、中央卸売市場の卸売人は、生産者から無条件の委託を受けまして、それで市場においてせりその他の方法で公正な価格を形成して、その代金を生産者に支払つてやる、こういう仕組みになつておりますので、兼業を

したために支払いに支障を生ずるといふようなことのないように、何らかそこに現状を改善する方法はないかというところについていろいろ論議されたのでございまして。それについては、いろいろ方法がございまして、いきなり兼業を禁止するといふような方法もございまして、逆に兼業したために経営が健全になつていふ場合も相当ございまして。また、卸売人の業務からいまして、むしろたゞは製氷ルートとか、そういうような業務はやつた方がよろしい場合もございまして。そういうことで、一般的に制限するといふ方法は行き過ぎである。現に相当数やつておりますし、それをいきなりやめてしまふといふような措置は、これは何といつても無理であるといふこともございまして。それから証券業者のように承認制にするといふ方法もございまして。それからほかにも、たとえば今度の改正法律案におきましては、一応届け出を受ける。それで兼業する業者は届け出をする、その兼業について、それで、その結果として卸売業務が健全性を失ふとか、あるいは危険な状態になるというおそれがある場合には、必要な措置あるいは改善措置命令を出すことができる。これは行政官庁が検査権を持つておりますので、検査の結果としてそのおそれがある場合は、検査をして必要ありと認めれば、その状態を改善せよという命令を出し得るという考え方も成り立ち得るのでございまして。

○清澤俊英君 市場法を聞いています。じゃないう。

○説明員(松岡亮君) そういう方法

で、実は今回の法律案を提出したのでございまして。

○清澤俊英君 聞きますと、卸売人の兼業問題でもみ合つて、しまいに政府は負けたのでしょ、一口に言えば。これが実態なんでしょう。それからあなた方としても、市場としてもいろいろ考へていふことは、類似市場といふようなものは、市場としてはまことに迷惑なんです。市場の正常な発達には私はうまいかなと思ひます。そういう例はたくさんある。そういうような類似市場等の規制もできない。これは現実なんじゃないですか。私はいづれ市場法の法案が回つてきたときに詳しくはあなたとやりましますから、きょうは簡単にいいです。私の言いたいことは、そういうこれらのいろいろな制約といふものがばく然としていふ場合には、ばく然としてつけてきてしまひます。なお法律ではつきりしない場合は、いろいろの勢力に押さえられるのでしよ。いろいろのじやま者が出てきて、そして曲がつていくこともあるのです。まづすぐになかなかいかないのです。現在これは大澤さんのごく関係しておられる蚕糸問題なんかそうでしょう。この基本問題調査会や経済企画庁におけるところの農業近代化の委員会等の答申を見ましても、養蚕といふものはもう機ばいなんだ、そう増産といふことは考えないでよろしいのだ、なかなか外国の需要増大などもさういかなないのだ、大澤さんの言う通りなんです。大澤さんの説はいいのです。現在では繭が足らないから作れ作れと製糸家は要求している、二十四日に蚕糸審議会がありますから、増産の審議だらうと思ひます。こういうふう

うな場合に製糸設備の過剰という原因はほかにあるのです。ほかにあって、だれしもが見て正しいと思うことが曲げられるおそれが現在あるのです。現実の大勢なんです。こういうことを考えますならば、少なくとも基本法というようなものを作つて、農民が安心してこれに頼んで進んでいかれるとするならば、そういうものを全部押えられようなものでなければならぬと思ふのだ。そういう政治が曲げられることのない一つの定木がここにしかない。それは、今も農地局にお伺いしたのはそれなんです。何も十五年かかつて国営事業をやるなんていうことは一つもない、大体五年か六年です。あるいは長くて七年です。愛知用水とか八郎堀なんかは計画通り進行されておるのです。が、今までやられた国営土地改良事業等は、そこにはよく然としたものがあるから、今のような答弁なんです。十年かかつてまだできないのがたくさんありますよ。農民の負担たるやだんだん重なつてくる、年々上京して予算ぶん取り運動をするよけいな金がかかつてくる。それがしみに、もとなつてスキヤンダルが起きてきておる。私は何べんもこれは言うのだ。だからこういう情勢の中で基本法を作るならば、そういうものも押えられて農民が安心して頼られるものが作られなければならぬ。これは私の主張なんです。ところが、どうしてもそれがいかれないところに、私はこの法案の弱みがある。ただわすか八条、九条を、私は二条しかやつていない。まだ価格もやらないし、構造もやらないし、いろいろなところへ足を伸ばしていきなけれども、そ

んなところまでいかないで、今私が当面しているのは、そこにぶつかっているのだから、この二条だけがどう生きるか死ぬか、それぐらいのところまで押さえない基本法だったら、基本法じゃないじゃないかというのです。大澤さんどう思ふのです。私は何べんも言うのですけれども、もはやあなたからはお伺いしないでもいいです。具体的にものごとくしつかりしたものをいさななければ、安田さんだって、これはなかなか清澤さんいことを言っている、そうしてもらつたらおれの計画もうまくいくのだと、こう考えておられるだろうけれども、私は一昨年福田さんのときにそう言つたのです。三十五年の予算には、あなたはいろいろ山村地区における畜産の振興を考えて、そうして山地利用の調査費、調整だか利用だかの調査費だかというやつを五百五十万円とつて、そうしてこれを広く牧草地や放牧地に直そう、こういうようなことを考えておられる。今聞けば、まだ五十万町歩も残っている。えらいことができると思ふのですよ、五十万町歩をぐこれを利用することを考えたならば、その山村地帯が一番貧農の楽なんです。第二種兼業農家の楽なんです。そういうようなことがもつと計画的に何も宝の持ち腐れでもつていいることはいかないのだから、ここに私は明記せられることがほんとうじゃないか、こういうことをお伺いしているのです。もう幾ら言つても同じことですから、これより言いませんが、だからあとの機会ではこれを敷衍したいいろいろ問題が、構造やあるいは価格の問題で出てくると思ふのです、そのときにお尋ねしますが、きよりの質問、私

はこれで打ち切ります。
○安田敏雄君 第八条の「需要及び生産の長期見通し」ということでございしますが、これは単に現状というものの推移を見て、将来どういふようになつていくのだというものを公表するの、か、それとももつと農業生産を積極的に発展させるためには、内容的に政策を盛り込んだものを公表するの、か、この点について一つ御説明をお願いしたいと思います。
○政府委員(大澤融君) 今おっしゃいましたように、需要、生産の見通しでございしますが、たとえは需要の見通しという場合には、最近までの食糧消費の動向でござい、あるいはこれからの経済成長がどうなるであろうか、あるいは人口増加がどうなるであろうか、あるいは輸入の見通しですとか、米穀の状態ですとか、
(委員長退席、理事櫻井志郎君着席)
あるいはまた需要増進というように、あることがどうなるだろうかというように、あることを考えながら将来の需要の見通しをしていく、こういうことにならうかと思ひます。なおまた生産の方につきましても、たとえば今までの反収の伸びがどうだとか、あるいは作付面積のふえ方、あるいは減り方の動向がどうであるとか、あるいはまた農業技術という点も考えながら生産の見通しを立てる。ですから過去のあるいはこれから予見されるであろうような条件を考えながら、過去の姿を将来に移すけれども、単にそのみでなく、ことに生産の見通しについては、

需要の見通しと、今言つたようなことをやりますと、需要の見通しとはギャップが出るわけです。そこで選択的拡大の方向に持つていつて生産をやるのにはどうしたらいいかというように、いろいろなことと頭を置きながら、意図的に生産の見通しはこうなんだといううようなことを出すといううようなことにならうかと思ひます。
○安田敏雄君 そうですと、そういういろいろな条件を含めてそういう条件を十分考慮して、ただいま説明されたような条件でござい、経済成長だとか人口増加あるいは食生活の改善、輸入の状況といううような問題が考慮されるといううことでござい、もしもそういうことが考慮されるならば、ただそれだけではちよつと不満足のような気がするのです。というのは、第二條の中に一項から八項までのいろいろな項目が政策の基本として定められておるわけがござい、けれども、そういううなことがきめられておるならば、当然、一つの例でござい、土地改良であるとか、あるいはその他生産に対する国の補助だとか、あるいはあとで出てくる価格政策、こういううなものによつて、相当長期の見通しというものは大きく変更されてくるではないか、こういうことが考慮せられてくるわけなんです。従つて単にそういう経済的な、前にあなたが申しましたような条件だけで、長期の見通しを立てるといううことには、やはり農民諸君にとつてはもの足りないというう

な感じを受けるわけなんです。こういう点について、もう一度一つ説明をお願いしたいと思います。
○政府委員(大澤融君) おっしゃられることは、主として生産の見通しについての問題だと思ひますが、もちろん需要の見通しといたしまして、単純に、さらに生産の見通し、過去の姿を、将来に、いろいろな経済条件の変化を織り込みながら投影するといううなことをいたしますと、確かに需要と生産と、おそろくギャップがでるといううなことがあろうと思ひます。そこで私もよく言つておりました、伸ばすべきものを伸ばす、減るべきものが減つていつた方がよい、そういう方向で物事を考えなければならぬので、こうした生産の単純な見通しを、さらに土地改良したならばどうなるかといううな、可能な政策ほどの程度とれるのであろうかといううなことを頭に置きながら、意図的なものについて生産見通しというものを作る、こういうことになります。
○安田敏雄君 私がおし上げておるのは、第一條の八項目、いろいろの政策の基本となるものがこの法案にはうたつてあるわけなんです。それによつて長期の見通しを立てているようでございますけれども、問題は最終的には価格政策というものがこの長期の見通しに大きく変動を生ずるゆえんになると思ひます。従つてやはりそういう点についてどういふ考え方を持つておるかといううことをお聞きしたいわけなんです。
○政府委員(大澤融君) 価格政策については、十一條にもいろいろ書いてござい、けれども、単に価格政策のみ

が選択的拡大というようにすることについて、の働きをするということでもありませんし、また価格政策自体も、選択的拡大という立場はもちろんでございませうけれども、所得の確保ですとか、あるいは農産物需要の増進の面ですとか、あるいはさらに国民の消費生活の安定というように見地から、役割を果たすわけでございまして、今申し上げた生産の見通し、意図的なものを作るという場合に、価格政策だけを考へてはいけないうし、また価格政策はそれだけやるのだというふうに考へてはいけないと思ひます。

○安田敏雄君 それならまたあとでこの問題をいたしますが、この長期の見通しでございしますが、これは三年とか、あるいは五年とか、十年とかいうような見通しをやはり立てているのでございしますか。

○政府委員(大澤融君) おっしゃいますように、五年、十年の先の見通しを作る、こういうことになりまして。

○安田敏雄君 まあこれは農産物によつていろいろ長期の見通しというものは違ふだろうと思ひますが、たとえば果樹みたいなようなものは、これは桃にしても、「桃栗三年柿八年」といいますけれども、相当これは長期の見通しを立てなければならぬと思ひわけでありまして。特に果樹は植栽をしてから相当期間たなければ結実しない。こういうようなものでございしますから、その間に経済情勢が變つてくるというようになるとなると、これは長期の見通しというものがくずれてしまふという關係が出てくるわけなんです。従つてまあそういう果樹が、今日成長部門であるという点から見ます

というところ、むしろ長期計画は、そういう成長部門に対しては、なかなか長期の見通しを立てにくいのではないかと、むしろ私は感じを受けるわけなんです。むしろ長期計画は、選択的拡大によつて減少するところのいわば農産物について、これは長期の見通しがある程度立てられるのではないかと、こういうふうに考へましたと云ふ、農業を飛躍的に発展させるという基本法の精神からいいますと、やはり長期の見通しがないかという考へを持たざるを得ない。こういうようなことになるわけなんです。ございしますけれども、こういう点について一つ御説明願ひたい。

○政府委員(大澤融君) 私どもは、重要な農産物についての長期見通しを作ろうという法律でございまして、ただいま言われたような、果樹というやうなもの、農産物の中でも生産期間の非常に長いもので、見通しなかなかむずかしい点も、果樹に限らず、ほかのものもむずかしい点が非常にあるわけでもございしますけれども、それだからこそ、さらに将来の見通しというやうなものを作つて、いろいろの政策を進めていかなければならぬと思ひます。また農家もそういうものを頭に置いて、自分の経営についても対応していかなければならぬということでもございしますから、米とか麦とかいうやうな、短期間のもののみならず、果樹のような長期のものについても、十分見通しを立ててやるのだということを考へております。

○安田敏雄君 これは第九条の末尾の方にあります、農業生産の調整という問題があるわけなんです。これに関連

しますというところ、まあ選択的拡大という農業生産の一つの方向をとつてみまうというところ、たとえば米とか、麦とか、蕎麦とか、イモとか、大豆、菜種、こういうようなものは、やはり将来において生産を制限をしていく、こういうようにも受け取れるわけなんです。そうしますと、この農業生産の整理というところは作付の規制をしていく。こういうように発展していくことにありますと、作付の規制をしていくのだという方向へ一歩踏み入れるではないか。こういう点については、長期の見通しとして、なるほど外国農産物と競合する点、あるいはその他の国内経済の事情等によつて、なるほど長期の見通しがある程度まで立て得られるかも知れぬ。こういう点について、そういう制限する方へ長期の見通しを立てていくのではないかと、そういう点では、もう一つこれはあとで、構造改善の問題にも関連していくわけでもございしますが、その点のことはあとにいたしまして、そういう点については何かしら、これが農業生産の拡大再生産、すなわち発展の方へ積極的につながつていくという長期の見通しというやうなものには、何かしら通じているというように感ぜられる点があるわけなんですけれども、こういう点について一つもう一度御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(大澤融君) そういうことは決してないのであります。生産調整という言葉を、私ども、作付け制限をするというやうなことは考へていないのですけれども、生産調整という場合

には、もちろん減らすという場合もありましようし、しかしながらふやしていくという場合もあるわけなんです。午前中もお話し申し上げましたように、そういう、ふやしたい方が多いものはふやす、減らした方が多いものは減らすというところをスムーズにやっていくというのが生産調整だと思ひます。決して減らすばかりのことを言っているわけではなくわけです。第八条の見通しをたてます場合も、もちろん減らすものだけを取り上げてやるということではございしません。伸ばすもの、あるいは横ばいのものもありましようし、そういうものについては、重要なものについて、すべて生産需要の長期見通しをしていく、こういうことでございします。

○理事(櫻井志郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○理事(櫻井志郎君) 速記を起こし

○安田敏雄君 この長期の見通しを立てる場合に、これは前に返りますけれども、先ほど清澤さんに対する答弁の中で、農林大臣は、総合計画を立てて指導していくのだというやうなことを言つたわけなんです。そうしますと、総合計画を立てるといふことにな

りまして、この長期見通しの中における総合計画というものは、単に生産量だけを明示していくのか、それとも、そういう生産量に付随して、重要な農産物についての価格の水準というやうなものでも示していくのか、こういう点がやはり疑問点として残るわけなんです。こういう点について一つ御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(周東英雄君) 先ほど私が清澤さんにお答えしたのは、ただ、なんぼ将来需要がふえるからという数量だけの問題ではだめではないか。農民はそれでは安心しない。大体その地方の、地域的にもどういうところはどういうもの、またそれをやるにいつて、畜産が例に出ましたけれども、豚だ、牛だ、羊だ、いろいろ、売れなく、売ったときにどうなるか、そういうところ計画があるのかというところのお尋ねでありましたので、それはもとより生産の見通しを立てるについで、どの地方にどれだけ畜産をふやすかという点については、地域的にやっぱり牧野の問題も考へなければならぬし、飼料の問題も考へて、またそのものを将来売るにいつて需要の増進をさせるというところを考へつつ、その売られるべき相手方といひますか、に対する売り方についてもいろいろ……豚なら加工工場と結びつけて、変動のないようにして生産を立てるといふやうなことは当然含まれつつ、地域域に必要の見通しを立て、さらに総合的に総量はどうかというところを立てるといふことは当然でありまして、今のこと、しからは、それでは価格のことも織り込んで、こういうお話ですが、これは私はいつも申し上げておるやうに、農家の方に損失を与えないやうにするためには、やはり作つたものが売れるようにしていく。需要に關して大変動を起こさせないようにすること、何が何でもこれからの農政に対して親近な行き方だと思ひるのであります。従来とかく需要の方、売れるとか売れぬとかいう問題は別問題として、ただ、作れ、作れ、このところは景気がいいからこれは売れるから、という形で

等がしつかりした立場で交渉するならば、農家の方がよりよい取り、中間経費を少なくして加工の方において片方が利益するということもありましょう。こういうことは一がいに資本が入ってくるのはけしからぬという意味ではなくて、原則はあくまでもみずからの力でそこまで進むということを理想に掲げつつ、場所によつてはそれによつて相互が利益するといふ形が一つ行き方かと思ひます。私が先ほど申し上げました例でありましたが、これは清澤さんに、あるいは北村さんですかに申し上げたのですが、豚の生産を、埼玉県の春日部を中心とする豚生産については、もはや価格の変動はさせないで、全部引き取つてハムで売る。そのためにはその加工工場は会社がやりますが、その会社に対しては、供給契約については農業協同組合がしつかりした立場をとります。それがおそらく条件だと思ひます。知事が入りまして農林中金から二億の金を出して設備されている。行く行くはその工場はその地帯における農家の次、三男その他を、特別な技術を要するものは別として、全部雇ひ入れる。また将来は加工技術に対しての指導をする学校、教習所のようなものを設け、また畜産技術の指導をそこでやろうというような事柄を私は、あなた方も考へになつてゐるようでありましたが、農村に対する工場誘致の立場で、まず優先的に農産物の加工工場を誘致する、そこに農村農民を送るということが一つの形でなかつたかと思ひます。そういう姿もあるとは思ひます。いずれにいたしましても原則、理想は農家の共同体をもつて、加工まではいかな

い部門、場所におきましてそういうことがとられる場合においては、農家の損失にならぬような強い体系を整えてやつていくということも、一つの農家の利益を増進するゆゑんかと考えます。

○安田敏雄君 農業農産物の流通過程の問題にまで入りましたが、その前においてもう一点お聞きしたいわけでございますけれども、これは大臣でなくともよろしうございしますが、第八条の「政府は、重要な農産物につき」ところありますが、こゝで第十一条には「国は、重要な農産物について」ところに書いてあるわけでございますが、その目的とするところは意味が違ふようございしますが、この「重要な農産物について」とは、その内容的にはどういふように違ふのですか、同じようなものですか。違ふことをうたつていますからちよつと。

○政府委員(大澤融君) 第八条は、まあ生産需要というような立場から、あるいは第十一条は価格政策の立場から考へるわけですから、観念的には異なるわけですが、大体一致しているものと思ひます。私も生産計画で考へております重要な農産物としては、まあできるだけ農業の、農家経済の上から、あるいは国民消費生活、国民経済上から重要なものは拾ひ上げるという思想でございしますが、なるといふことは広く生産、あるいは必要の見通しについての農作物は拾ひ上げていきたいという気持を持っております。そこで、作物としては、ただいまのところでは米、麦、カンショ、パンイシヨ、菜種、大豆、トウモロコシ、

豆類等の雑穀、テンサイ、サトウキビ、野菜、果実、茶、繭、タバコ、肉、卵、牛乳というようなのを考へておられます。それから価格政策の方では、現在価格安定制度の対象になつておりますのは、米、麦、カンショ、パレイシヨ、菜種、大豆、テンサイ、繭、こゝろいものでもありますが、さらにこれを広げて、今御審議を願つております牛乳、それから豚肉というような畜産物についても、価格安定制度を広げていくということを考えております。

○安田敏雄君 わかりました。それからもう一つですが、その第十一条の二項には「政府は、定期的に」といつて、いろいろ「結果を公表しなければならぬ」とあるわけでございますが、やはりその計画を定期的に立てて、初めて結果を定期的に発表するというなら理屈もわかるのでございしますが、第八条には、そういう定期的にと

いうような問題がうたつてないわけなんです。ですから、立てたいときに計画を立てていくのだ、あるいは、壁にぶつかれば計画を立てていくのだ、経済的な変動があれば計画を練り直していくのだといふことが考へられていくわけですか。しかし、結果は定期的に発表していくのだといふことは、ちよつと計画とその成果の公表というやうな問題と、少しく将来において食い違ひが出てくるのではないかというやうな点も考へられるのですが、その点について、法文を立てる上において、どういふ考へ方を持つておたかといふことをお聞きたいと思ひます。

○政府委員(大澤融君) 第十一条の問題は、きのうもお答えしたかと思ひますけれども、二年ないし三年に一回す

つこういふことをやつていこうと、こういふことでございします。それから第八条の方は、これは法律が通りますれば、早い機会に、私も今申し上げたやうな作物について、需要、生産の見通しを立てて公表するといふことでございしますが、なお、三ないし五年には、またその先の五年、十年の見通しを作つていく。さらに三ないし五年たれば、さらに五ないし十年の先の見通しを作つていくといふやうな動き方です。その間に、二項にありますやうに、需給その他の経済上の予期しなかつた変動があつたといふやうな場合には改定をするといふ趣旨が第二項にうたつてあるわけですか。そういう形で作つていくつもりでおります。

○東隆君 関連して。今の長期の見通しの場合に、二年ないし三年ぐらいで、その後の五年ぐらゐの見通しと、こゝろいお話しですが、その場合に、どの程度数字的に表現されるのですか。

〔理事櫻井志郎君退席、委員長着席〕

○政府委員(大澤融君) これは私、午前中にも申し上げたかと思ひますけれども、もちろん数字で出すわけですから、しかし、見通しと申しまして、過去の姿を投影する、あるいはこれら経済変動を予測して考へるというやうなこと、将来のことを見通すわけですから、たとえば所得増進計画でも、十年先見通して生産見通しをしておきますし、あるいは基本問題調査会の答申でもしてありますけれども、あれは相当幅のある見通しだといふことは、頭に置いて読んでいただかなければならぬと思ひますけれども、そういう幅のあるという性格がありますが、数字で、米は何ぼとか、大麦はどうだとかいふやうなことで見通しを立てるわけでございます。

○東隆君 それから価格の方は、それより短い期間でもって見通しをされるということだし、生産の方は少し長い、二年ほど違ふわけですが、このぐらゐならば、逆の方がほんとうはいひのじゃないかと思ひますが、それじゃありませんか。価格の方がある程度一定をしている方が、非常に安定性を考へられて、生産の面が長期で、それでは価格の方が短いですが、私はこれはかえつて逆で、価格の方の長期の見通しをされて、そして生産の面はかえつて短い方がよいのじゃないか、こゝろいやうな気がするのですが、見通しの立て方なんですけれども、それから、この中には見通しを立てるといふやうな言葉を使つておられますから、私もこれを自由主義の立場に立つて

いる政府として、計画という言葉を逃げるためにこゝろいやうな言葉を使ひ、こゝろ理解をする、その辺のところ見当がつくのですけれども、その場合どうですか、価格の方がかえつて長期の見通しで一つ定められて、生産の方を一つ短い期間でお考え下さつた方が、価格の方面において好影響を及ぼすのじゃないですか。

○政府委員(大澤融君) 計画、見通しの問題は、計画という言葉を使つても何ですけれども、こゝでいつておられますのは、計画といひますと、そこへ持つていくのだ、いろいろコントロールして持つていくといふやうな意味が入るかと思ひますけれども、そういう

ばならぬと思ひますけれども、そういう幅のあるという性格がありますが、数字で、米は何ぼとか、大麦はどうだとかいふやうなことで見通しを立てるわけでございます。

○東隆君 それから価格の方は、それより短い期間でもって見通しをされるということだし、生産の方は少し長い、二年ほど違ふわけですが、このぐらゐならば、逆の方がほんとうはいひのじゃないかと思ひますが、それじゃありませんか。価格の方がある程度一定をしている方が、非常に安定性を考へられて、生産の面が長期で、それでは価格の方が短いですが、私はこれはかえつて逆で、価格の方の長期の見通しをされて、そして生産の面はかえつて短い方がよいのじゃないか、こゝろいやうな気がするのですが、見通しの立て方なんですけれども、それから、この中には見通しを立てるといふやうな言葉を使つておられますから、私もこれを自由主義の立場に立つて

いる政府として、計画という言葉を逃げるためにこゝろいやうな言葉を使ひ、こゝろ理解をする、その辺のところ見当がつくのですけれども、その場合どうですか、価格の方がかえつて長期の見通しで一つ定められて、生産の方を一つ短い期間でお考え下さつた方が、価格の方面において好影響を及ぼすのじゃないですか。

○政府委員(大澤融君) 計画、見通しの問題は、計画という言葉を使つても何ですけれども、こゝでいつておられますのは、計画といひますと、そこへ持つていくのだ、いろいろコントロールして持つていくといふやうな意味が入るかと思ひますけれども、そういう

ばならぬと思ひますけれども、そういう幅のあるという性格がありますが、数字で、米は何ぼとか、大麦はどうだとかいふやうなことで見通しを立てるわけでございます。

○東隆君 それから価格の方は、それより短い期間でもって見通しをされるということだし、生産の方は少し長い、二年ほど違ふわけですが、このぐらゐならば、逆の方がほんとうはいひのじゃないかと思ひますが、それじゃありませんか。価格の方がある程度一定をしている方が、非常に安定性を考へられて、生産の面が長期で、それでは価格の方が短いですが、私はこれはかえつて逆で、価格の方の長期の見通しをされて、そして生産の面はかえつて短い方がよいのじゃないか、こゝろいやうな気がするのですが、見通しの立て方なんですけれども、それから、この中には見通しを立てるといふやうな言葉を使つておられますから、私もこれを自由主義の立場に立つて

いる政府として、計画という言葉を逃げるためにこゝろいやうな言葉を使ひ、こゝろ理解をする、その辺のところ見当がつくのですけれども、その場合どうですか、価格の方がかえつて長期の見通しで一つ定められて、生産の方を一つ短い期間でお考え下さつた方が、価格の方面において好影響を及ぼすのじゃないですか。

ことでなくて、見通しとしていろいろな施策をやる場合の道しるべにする意味で、見通しという言葉を使っているわけであります。そこで、価格のレビューの問題ですけれども、第十一条二項でいっておりますのは、定期的にと、こうありますが、二、三年に一度、価格政策というものは、一年だけで効果の判定がなかなかわかるものではないので、むしろ二、三年の間をとって、総合的に検討してみる必要があると思うのです。これは昨日も申し上げましたが、いろいろそのほかの政策になりますと、第六条で年々やるわけですが、価格政策というものは必ずしもそういうものではないので、少し長期をとって考えた方がいいということで、こういう検討を定期的にする、こういうことになっているわけです。これで今価格の見通しをやるというよりなお話がございますけれども、これらも午前中に話が出たかと思えますけれども、たとえばフランスでやっておりますように、何年か先の値段をきめて、それを目標にして毎年価格をきめていくというよりな方法も、今後生産調整あるいは選択的拡大というよりなことを考える場合には、検討していかなければならない問題だとは思っております。

○安田敏雄君　ただいまの問題ですが、先ほど長期の見通しについては、やはり農業発展のために意欲的な政策策を織り込んだ見通しを立てるのだ、こゝういつているわけです。これは一つの具体的なそういうものを立てるといふことは、将来における農業生産を拡大していくことについての具体的な政策だろうと思うのです。そういう

ものを立てておく以上は、それがこつちの十一條以下の方では、定期的にその結果を発表していくのだという場合があつたときに、結局価格が非常に暴落したり何かしてしまつと、やはり計画に變更を加えなければならぬわけでしよう。最初立てた計画に變更を加えていかないと、農業というのは立ちゆかなくなっていく。あるいは価格に對して、その暴落したさういふ農産物についてのいゝゆる政府が責任を負つて補てんをするならこれは別な考え方でも出てくるわけですが、そういうよりよゝな問題を考えましたときに、やはり基本となるのは、生産の長期見通しのわけです。それについては、やはり価格というものの安定をはかるために

必要な施策を講ずるということが十一
条にうたつてある以上は、やはり長期
の見通しの年数と、そのあとで定期的
に発表する結果とは、やはり同じ歩調
でいかないと、問題が私としては成果
がでないではないかということが考
えられるわけです。こういう点について、
どうも今の答弁では少しちよつと納得
がいかないわけなんですけれども。

○政府委員（大澤融君） 私の申し上げ方があるいは不十分だったので御理解いただけなかったのかと思うのでありますが、十一條の二項で考えておきますことは、現在も先ほど申し上げましたように、いろいろのものについていろいろの方法で価格安定制度があるわけでございます。そういういろいろのものについていろいろの方法でやっております価格安定制度というものを総合的に、一体そういうものは農産物の需需の観点から、あるいは流通の合理化の観点から、あるいは需要増進の観点から、あるいは

るいは農業の所得の観点から、あるいはまた国民の消費生活というよりな面について、実際というふうな役割を果たしておつてそれでいいのかどうかというよりな点を定期的に検討をして、それはこういうことになっているからこうなつた方がいいんじゃないかというよりなことが公表される、これが第十一条の第二項でございます。従いまして、今申し上げた生産見通し、意欲的なと申しましたが、意図的な生産見通し、あるものについては減退し、あるものについてはふやさないやならぬというよりなことにも、この価格の総合的な検討の立場から当然物事は考へられて反映されるということになろうと思ひます。

○安田徳雄君 どうもわからぬです
が、おそらく自由主義の経済下におい
ては、生産が上があれば、生産性が向上
すれば、そのまま所得が上がることは
私は限らないと思うわけなんですよ。
問題はその生産性が向上するというこ
とは、その単位時間内においての生産
量がふえるということだろうと思うわ
けなんです。それだからといって所得

がそのまま向上するとは考えられないわけなんです。だから結局問題はいろいろふうな長期見通しを立てても、やはり価格政策が不安定ならば、これには打開していかなきやならぬというふうに考えられるわけなんです。従つてそういう面から考えますと、やはり長期の見通しにつきましても、この第十一條一項、二項の問題にいたしましても、これは不離一体の形でなされていかなければいけないということを考えましたときに、生産の方の長期の目

通しについては五年なり、まあそれ以上なりの見通しを持ってやる、ところがこちらの方の価格の方の問題につきましては、定期的に二、三年でもってやつていくんだということになると、農民としてはどつちを信用していいかわからないわけなんです。長期の見通しに片寄つてるといふと、二、三年でもって価格の安定政策が変更になつていくといふようなことになりますと、これは自分の生産基盤というものに大きな影響が出てくるではないかと、こゝういふように考えられてくるわけなんです。こゝういふ点がどつちも納得ができなないあれなんですけれども、もう一度一つ御説明願ひたいと思います。

○政府委員(大澤融吉) 選択的拡大と

申しますが、そのどういふ作物が伸びたらしいんだ、どういふ作物が減つたらしいんだというようなことが第八条からの見通しの中で述べられるわけですから、そういう選択的拡大の方向に一体価格制度をいろいろのものについで、価格制度がいろいろの方法でやられておるけれども、そういうものにマッチするのかわからうか、そういうもの

を阻害していやしないかどうかというより、なにかどうだろるかというよりなことも取り上げて検討するのが、第十一条の第二項の問題です。従ひまして第八条で言っております生産見通しでこういう方向なんだというものに合わせた価格安定制度はとられていなければならぬという見地から、第二項で検討されるわけですから、そういうものに合っていないといふこと、合わせなければならぬといふことになれば、そういうふうな安定制度を要していくといふことであります。そういう方向に合わせた価格安

ければならないという思想で検討されるのが二項、そこで第十一条の一項は、そういう価格安定制度のあり方をいっているわけですから、先ほどから申し上げましたように、必要があれば何年か先の価格をきめて、そこに到達していくようなフランスのやり方を今後検討されていくだろうということを申し上げておるわけであります。

○東隆君 お話を伺っておりますと、生産がふえたときには値段を安くする、それから少なくなったときには値段を高くする、そういうことになりそうですね。それで、過剰生産のときには値段を安くします、それから少なくとも生産されたときには高くないと思います、これ以外にないと思うのですがね。この条文をささいに検討すればするほどそういうことになってしまふ。そうすると自由主義経済に立っているのだから、市場中心にして価格が形成をされる。そういうことに最も忠実な表現なんだから間違ひはないと思うのですが、それを非常におそれるので、何とかして価格の安定、そ

れから生産をする場合、計画的に生産をしてそういふようなことにならないようにしよう、こういう考え方で農業基本法は私は考えられなければならぬと思う。そうすると、ここに書いてあるもの、これ、どういふふうに読んでみるにも私は、選択的拡大生産の文字は非常にいいけれども、しかし、過剰選択して生産がどんどん上がり、過剰生産になる。そうすると値段を安くする、どうも四囲の情勢を考えてそういふふうにきめるのじゃないか、こういうふうに考えられて仕方がないので

す。それで、もしそういうようなことをしないで、あらかじめ価格を決定しておいて、その価格よりも下がったときには政府が適切な措置を講じて生産農民に対して損失を与えない、こういう保証があるならば、私はこの表現に賛成でございますけれども、こういう表現がなくて、そういうやるのだという、これはどうもあまり政府が笛を吹いて、それはおやりになって、果樹なんかやたらに植えてみて、これはほとんどないことが起きてくるのじゃないか、こう思うのです。リンゴなんかもある程度ぶつかっているでしょう。それからミカンだのなんだの、そのほかはよくわかりませんが、ナシなんかカン詰めの方なんかおそらくぶつかっているのじゃないですか。そういうふうなことを考えて、果樹の面なんかだいたい危険な様相を呈しているにもかかわらず、果樹振興の名のもとに、いわゆる成長部門の方に入れておいて、これなんかも私は、はっきりしたものを示して、おやりになるなら、くだもの過剰生産になつて、これは大へんことになる。相当の投資をし、おやりして何年間も投資をしたままにおかれておるので、その結果生産をする、おやりしてそれが過剰生産だ、こういうことになるのですから、これはもう非常に危険を担ひ、政府の選択的拡大生産に一生懸命歩調を合わせるのですから、それに対しては十分に補償をしなければならぬ筋合いのものではないか、こういうふうに考えるのでありますが、こういう点でもう少し国の責任をこの際考えなければ、この基本法は

非常に危険じゃないか、そういうふうになりませんか。

○小林孝平君 委員長、ちよつと議事進行。きょう安田君は休んでおられますから、この委員会の運営がよくわからない関係もあるのですけれども、今回のこの基本法は初めて法にあらわれない関係もあるのですけれども、言っているように、非常に法律の内容から疑点がたくさんあるわけなんです。従つて、系統的に質問をしなければ困るというので、関連質問はなるべく控える、やつても一たん落ちついたところでやる、こういうところをやつておけるわけなんです。人がやつておる途中で長々と演説なんかやつておると、質問の要旨がぼけてくるのです。そののみならず、系統的にやつて初めてわかるのですからね。お互いにそういうことでやり、委員長もそういうふう

に整理してもらいたいと思うのです。疑問はたくさんあるのですから、途中で私たちもみんな聞きたいこともたくさんあるのです。それをそうしないので、一人が系統的にやつて、それでも非常に東と西というようなことがあつたら、そのとき質問をやつてもいいけれども、自分の考えはこうであるというふうな、長々と演説が間に入つてくると、これはわからなくなるのです。よ、これは東君が演説をやつたというわけじゃないのです。そういうおそれがあるから、委員長、もしこの審議を促進したいならば、ちゃんとそういう議事の運営をやらねと、もう無限にこんなものは疑問があるのですよ。それでいいならそれでいいですが、委員長、しつかりやつて下さい。

○委員長(藤野繁雄君) 承知しました。

○政府委員(大澤融君) 私どもの立場からは、むしろふえるべきものが価格安定制度の不都合のためにふえていないというふうなことがあつてはならぬという意味での検討をし、またそういう場合に価格安定制度を直していくというこのために、十一條の二項があるのだというふうに御理解願いたいと思ひます。それから果樹の問題につきましても、果樹一本全部が成長財だと思ひます。個々の果樹の中でも消費がむしろ高度化してくるという傾向があるので、そういうことも考えながら、生産の見通しも立てなければならぬ、こういうふうな思ひます。

○安田敏雄君 第九條に関連します。最近畜産部門が非常に有望視せられてきておるというところがございますが、最近の趨勢を見て参ります。と、どこかの限でも、おそらく畜産に対する技術指導員という問題が非常に底底しておると思ひます。従つてこの法案がかりに政府案が通つたといつたしまして、直ちにそういう成長部門に於いての長期見通しを立てた際に、これと並行したという畜産技術の高度化とかという問題が早急に解決されなければならぬ、こういうふうに考えられるわけなんです。これについて具体的にどういうことをどんなふうに今考えられておるのか、ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(大澤融君) 畜産を含めての農業技術の高度化のための考え方はどうか、こういう御質問だと思いますが、農業技術の高度化という場合には、一つは試験研究の推進ということがございまして、その試験研究の結果をさらに普及をしていくという問題がございまして、その場合には普及をする人の講習というところも、資質の向上というところもございまして、さらにそういう技術を入れていくための資金の手当というふうなことも問題になつてくると思ひます。そういう意味で、試験研究におきましても、たとえばこれから伸びる畜産部門、むしろ研究のおくれている部門については特に力を入れるという方向でやつておられますし、また試験機関にいたしまして、従来の農事試験場を独立させてやつていくというふうなことで、今この設置法の改正として国会で御審議願ひておられますが、そういう方向でものを考えております。さらにまた、普及の問題につきましても、畜産等のこれから伸びる部門についての普及員、特に技術の普及員を充実していかなければならぬといふことで、その方面には特に力を入れております。さらに、ことしから新たに福島県の牧場に県の職員等を集めて、特にその畜産の技術の身に付けさせるというふうな講習の機会を新たに作るというところも考えております。さらにはまた、新しい技術を導入するというふうな面では、技術導入資金というふうなこともございまして、まあそういうふうなことで、試験研究あるいは普及、あるいは技術導入資金というふうな面でも、新しく伸びる面にはいろいろな力を入れておりますし、これからの特に力を入れていかなければならぬ、こういうふうに考えております。

○安田敏雄君 私もう一つ伺いたいことがあります。農業生産の調整という問題でございまして、すでにことし政府でも大麦、裸麦の作付転換を奨励して、そういう法案までも出してきておつたわけなんです。ところが、茨城や栃木は農民の与党側に対する強烈な陳情によりまして、大麦、裸麦に対する政府の意図する考え方というものが一応変わつてきたわけなんです。そういうふうなことの経緯を考えてみますと、特にそういう部門についての農産物は、将来選択的拡大の対象となつて、逆に減少を制限しなければならぬ、こういうふうなことになるかと思ひます。それで、そういう場合に、この長期の見通しとあわせて、農業生産の調整をするという場合に、どうしても作付の規制をしていかなければならぬ。規制というところは、これは広義に解釈していい、これを長期の見通しの中で押し通していい、結局規制をしていくのだという形が歴然として出てくるわけなんです。こういう点についてはどういふ思惑を持っておるのですか。あるいはことしのように、与党側の農民の強烈な陳情によつて、それが政策的に変更にいくというふうなことになるならば、これは選択的拡大を政府がうたり精神とは全く逆行する方向にいつてしまふ、こういう点についてどういふ考え方を持っておりますか。一つ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(大澤融君) 麦の問題は、午前中にもお話がございましたけれども、選択的拡大という、この基本法で申します方向に合つた方向で、大麦、裸麦のよう、もうすでにそここれから消費は伸びないし、むしろ非常

とか、あるいは海岸堤防でありますとかいうようなこと、そのほか建設省関係でもちろんやっております。さらに病虫害の問題というようにことにつきましても、植物防疫法だったと思いますが、あれで害虫防除の作業をやりますとか、あるいは発生予察をやるというようなことで、今言われましたような病虫害に対しても対処するということなることもちろん考えてやっておるわけでございます。

○安田敏雄君　私はこの新しい農業基本法というものを、政府がこれを農業の新しい道しるべとしてこういう法案を作っていくときには、やはりそういう

う災害についてもこの基本法と並行して、従来分散しておったものも、建設省でやっておるからいいんだとか、あるいは温水ため池を作るのだからいいんだということではなくて、もっと系列の立った恒久的な災害防除対策を、や

はりの際計願すべきであるということとを申し上げているわけです。これについての当局の考え方をお聞きしているわけなんです。この農業基本法を作らないで、従来の通りのいわゆる何というのですか、一つの壁に当たった

ならば、あるいは自然的に農民の努力によって成長してきた農産物だとか、そういうものに対応したところの一方的な政策でなくて、もっと農村にたくさん資金を導入しようとか、あるいは政策的な援助をしようとか、あるいは

技術の高度化の具体的な問題を解決していくとか、こういう積極的な意図を表わしていくというような場合にはやはりこの災害というものは、従来のままでは災害は防止できない。新しい観点に立つて災害防除対策というも

の施策を強化していかねければならぬだろう、こういう観点からお聞きしているわけです。

○政府委員(大澤融君) ただいまもいろいろやっておるわけですが、もちろん、これから災害が起こらないように災害防除対策というものは強化して積極的にやっていく、災害の起こらないようにあらかじめ準備をするというところは、お説の通りしつかりやっ

ていかなければならない、こういうふうに考えます。

○小林孝平君 技術的の本質的問題でないですけれども、ちょっとお尋ねいたします。第八条の、この長期見通しを公表しなければならぬ、これを公表するこの長期見通しは、一体毎年立てるのですか。

○政府委員(大澤融君) この法律が通りましたら、まず第一回立てなきゃいかん、こう思います。それから二年ないし三年したら、さらにそれから以後の第二回目としましては、それから以後の五年ないし十年の見通しをしていく、こういうふうな作業をしていきたいと思ひます。

○小林孝平君 そうすると毎年出さないので、これは毎年出す必要があるのじゃないですか。非常に今これからは選択的拡大をやるので事情が変わって来ますから、毎年この長期見通しというものを公表する必要があるのじゃないですか。

○政府委員(大澤融君) その必要はないと思ひます。長期見通しについてさらに一体その年の農業生産の動向はどういうふうになったのだらうというよう

なことは、年次報告の中で取り上げてやる問題にもなりますので、今申し

上げたようなことで長期見通しを立てていくということが適当じゃないかと、こう思ひます。

○小林孝平君 そうすると、第一回を出して、その後二年ないし三年を経て五年ないし十年の見通しを、計画でもいいんですが、出すわけですね。

○政府委員(大澤融君) 先ほど私、二年ないし三年と申し上げたらそれはあやまちで、その前に申し上げたように、三ないし五年たてば第二回を五年ないし十年について作る。

○小林孝平君 だから念のために聞かないと、すぐ変わっちゃいますから。第一回はいつ出しますか。

○政府委員(大澤融君) この法律が通りましたら、なるべく早い機会にやりたい、こう思ひておられます。

○小林孝平君 一つ通るかわからぬけれども、秋の臨時国会になるかわからぬが、かりにこの国会で通つたらいつ、秋の臨時国会で通つたらいつ出す見通しですか。

○政府委員(大澤融君) なるべく早く作業をして公表したい、こう思ひますが、いつということとはちょっと今申しかねます。

○小林孝平君 なるべく早くなんていうのは、もう最近国会では通用しないのですよ。昔はそういうことで大体よかつたのですが、近ごろはなるべく早くというふうな言葉は通用しないことになつてきた。そこで一体いつなんです。なるべく早くといつて、一カ月も

が、なるべく早くやりたいと、こう思ひます。

○小林孝平君 おそらく今年内です、ね、年内。

○政府委員(大澤融君) 年度と。

○小林孝平君 それから公表とは、どういう形式でやりますか。国会に報告書を出しますか。あるいは農林省の前に看板でも出すのか、公表とはどういうことなんです、ここにいう公表。

○政府委員(大澤融君) 特に様式行為というふうには考えておりませんが、一般に周知できるように公表したい、こう思ひておられます。

○小林孝平君 それはわかつているのです。ここに「公表しなければならぬ」というのですから、わかつています。それが、それによつて非常に問題があるのです。じゃあ国会に報告をするかしないか。

○政府委員(大澤融君) 一般に周知し得るような方法でやりたいと思ひますが、もちろん国会にはお知らせになるような形でやらなければならぬ。義務として報告するとかいうような問題ではなからうと思ひますが、国会にはもちろんお知らせをするということにならうと思ひます。

○小林孝平君 国会に報告書を出します。○政府委員(大澤融君) 国会にももちろんお知らせいただくような方法で公表したい。

○小林孝平君 いや、そういうことを言っているのじゃない。義務がないことはわかつているのです。国会に報告書を出さなければならぬかということをお聞きしておる。

○政府委員(大澤融君) 六条にありま

すような形の提出ということにはならないと思ひますけれども、御要求があれば、もちろん見通しをお出しする、こういうことにならう。

○小林孝平君 七条に戻ります。七条に「政府は、毎年、国会に、前条第一項の報告に係る農業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書」を提出しなければならぬ。この「提出」

なことを必要とする場合は、明文で規定してあるようでございます。従つてここで「報告を提出しなければならぬ」ということで、そういうことを書いてございせんので、議決というよりなこと、あるいは承認というよりなことは必要はない、こういうふうに思ひます。

○小林孝平君 大澤さん、あなた憲法を知らなければはつきりしませんが、憲法に決算を内閣は国会に決算書を提出しなければならぬことになつてい

る、提出しなければならぬことだけ書いてあります。そんなこと書いてないですよ。そのほかの法律にもあります。が、まず憲法に歳入歳出の決算書を提出しなければならぬといつて議決の対象になつてゐるのです。最も大きい問題です、提出といふのは書いてなくとも、議決の対象になつてゐるもの

は、従つて提出とい

う文字を、私はこの六条の提出まで議決の対象にせよといひませんけれども、少なくともあなたたちこれをお書きになるときは、当然議決の対象になるものだと思つて、御回答があるもの

だと思つてゐたのです。昨日も聞か

つたのは、当然だから聞かなかつたのですが、あなたがたまたま例をあげられたからお尋ねいたします。

○政府委員(大澤融君) 現行法上は、明文でそういうことがはつきりして

いるときにやるといふことにならうと思ひます。ただ、国の決裁は今お話がありましたが、これは事実上国会の承認というところを受けておるようですが、旧憲法時代からの慣行、慣例といふことで

そういうことになつたのだと思ひます。それ以外、あるいはそういう慣行がほかにも、私承知しておりませんけれども、今言つたような議決なりあるいは承認をしなければならぬという

ような場合には、いずれもはつきりした明文があります。そこで、私どもこの場合もそういうふうに取り扱いた

い、こういうふうになつておられます。

うは提出しなければならぬと書いてあつて、当然これは承認の義務があると思つてお書きになつてゐる、そうだとおつたら、そういう解釈をされておるなら、これは提出をし、承認を得なければならぬ、こう書かなければならぬと思ふ。これは農林大臣がおられませんか、明日お尋ねいたします。ちよつとあなただけでは、事務的ではないのですから。これは当然予算と関連して国会の承認、議決事項になるはずだと思ふのですよ。そこで御回答は要りませんよ。またその前例等は一つ御研究して下さい。これはあなたがおつしたから、そんなことになつたのです、ちよつとそのくらいで……。

それからついでにお尋ねいたしますけれども、第六条の文書は、いつ、何月に提出されるのですか。

○政府委員(大澤融吉) 原則として、予算が国会に出されます二月の初めごろに出したいと、こういうふうに思つております。

○小林孝平君 そうすると、予算と大體同時に提出されるわけですね。

○政府委員(大澤融吉) 大體同じころになると思ひます。

○小林孝平君 それならもう一つついでに、第六条のこの報告はいつ出されますか。

○政府委員(大澤融吉) 六条、七条、同じ時期に出したいと、こう思つております。

○小林孝平君 じゃもとへ戻りまして、第八條で「重要な農産物」と書いてありますが、この「重要な農産物」とは一体何ですか。もし、私、ちよつと席を立て……、重複している点は、も

うお答え下さらんでけっこうです。

○政府委員(大澤融吉) 先ほど申し上げました。

○小林孝平君 それからこの「長期見通し」をたて、この見通しによつて農民がいろいろ自主的にやるわけなんです。そこでこの見通しが狂つた場合どうなんです、だれが責任を負うのですか。

○政府委員(大澤融吉) これも実は午前中に森委員のお話がございましたが、狂つた場合というのはどういふことかといふことは、いろいろ問題があると思ひますけれども、それが見通しを誤つた場合、これは当然政府が政治的な責任があるのでありまして、もちろんそれに対する善後措置をとらなければならぬ、こういうふうに考へております。

○小林孝平君 そうすると、農民が非常に迷惑したときは、政府が補償するわけですね。

○政府委員(大澤融吉) 補償というより法的な義務は別といたしまして、善後措置をとるといふことでござい

○小林孝平君 これは明日大臣にもう一度お尋ねいたしますが、大澤さんは今から四日ばかり前でございしたかね、N.H.K.の放送で、たまたま私聞きま

したら、あなたは共同通信の寺山記者と農業基本法で対談をされておる。その際にあなたは、この見通しが狂つて農民に迷惑をかけたときは、当然政府は補償いたしますと、こう言つて、寺山君に、これは速記に残さなければいかぬと、こういうことを言われています。あなたはちよつとそのときのラジオ放送と違ひます。あれは全国の農民が

聞いていたのですから、非常にあのときの言葉に、力強い発言に期待したのだらうと思ふのです。どうなんですか。

○政府委員(大澤融吉) 私は、補償とは言つてはいけません。

○小林孝平君 私は文章は、あなたは法律の専門家ですからさういふふうに言われまふけれども、だから私は初めは補償と言わなかつたのです。責任と、ちよつと申してゐるのです。あなたはさういふ言つたであらう……、私もそんなに記録をとつて聞いているわけじゃない、しかしあなたはさういふ政府の責任、政府が当然責任を負いますと言われまふけれども、その前後のニ・エ・アンスは、聞いておつたときは、補償するといふ意味にとられるように発言されてゐるのですよ。だから私は、それはさう言わなかつたのだからと、さう逃げられるだらうと思ふのです。思

うから、私は初めは補償とは言わなかつたのですが、聞いてゐるのは、おそれく補償と聞こえるようにあなたは話になつてゐるのです。だからこれはあなたばかりでなく、政府並びに与党の方も含めて、おそれく全国にPRされたときは、さういふお話をされてゐると思ふのです。

○政府委員(大澤融吉) 小林先生がさういふふうにおとりになられたのは、非常に私残念だと思ひますが、(残念じゃないんだ、非常にいいんだ)と呼ぶ者あり) ここで国会の御審議の過程で、今申し上げたようなことをはつきりしておきたい、こう思ひます。

○亀田徳治君 これは事務的なことじゃなしに、非常に大事な点ですから、ちよつと例外として関連質問するので、国会の論議等で補償とかあるいは責任とか、さういふ使い分けをすれば、これは強弱の度合いといふものは、おのずから委員の諸君にはわかるわけです。だけれど、外に出て農民の皆さんなどに政府のえらい人が責任を持ちます、こう言へば、これはもう補償と同じ意味ですよ。私は不幸にしてその大事なあなたのを聞き漏らしたわけですが、それはさういふふうにとりまします。その際、これは補償ではありませんが、責任ですとさういふふうにまさかお断りになつておるとは思ひない。それは議論のときは補償だ、責任だと言つてやつてゐるから、その区別ははつきりする。それは一般的に政府が責任持つ言つたら、ああそれじゃ工合が悪くなつたら政府がちゃんと手当てしてくれるのだ、さういふふうにあな

た、とりまします。だからこれは国会ですと、非常に責任が重大になるから、さういふところでは言葉を少しやわらげて言う。外においては何といひますか、さういふ責任という言葉を使つて、そして実際に責任を負つていくんだという気持なら氣持でいいわけなんです。さうでなかならぬわけなんです。だから実際の腹がどうなのか。さう突き詰められると、なるべく責任を軽くしておこう、さういふところでは、これは一般にさういふ問題だけじゃなしにあり得ることなんです。だから、たまたまラジオの場合に、ほんとに考へておる氣持がそのまゝ出てゐるんなら、私は農林大臣にもやっぱりここで確認してもらつた方がいい。この二章、三章の価格問題といふものは非常にわかりよくなつてくる。だからさういふ意味で、委員長その点明日、詳しくさらに明確にさせてほしい。

○小林孝平君 大澤さん、ここで改められる必要はないですよ。あなたが

おつしたよりなことを大臣から確認をしてもいいと思つたんです。時間が関係で私始めたからさうなりませんが、明日もう一度一つ大臣にお尋ねいたします。

それからもう一つは、生産の長期見通し、この生産の、さつきだれか、東君だつたか言われたのですけれども、不明確なんです。需要及び生産の長期見通し、需要及び生産、この中には、長期見通しは、価格がさういふ、今の通りなら需要はさういふ生産はさういふ、価格が上ればさういふというのがなければ、長期見通しの意味がないんです。もう何だか知らない、わけのわからない数字を出したら、もう翌年は變つてしまふ。たとへばこれからは選別の拡大をやるのですから、米価をさういふ上げていけば需要がなくても生産が上がる。さういふことなんです。従つてこの需要及び生産の長期の見通しの中には、当然価格が入つていなければならぬ。価格をどれくらいにするか、どれくらいの場合はどうなるかと、いふことが一つになつて現われなければ意味がないと思ふのです。さういふ点お出しになるかどうか。

○政府委員(大澤融吉) 私先ほど單純な見通し、意圖的なと申しますか、單純な見通しを、生産見通しをした場合に、必ずしも選別の拡大の方向に見合ふような見通しが出てこないわけなんです。さういふことでありますので、選別の拡大といふようなことも頭に置いて意圖的な見通しを立てなければならぬ。その場合にはさういふ政策をとつ

たらいいかというようなことも、頭に置いてやらなければならぬと思ひます。その場合に、今言われた価格なども頭に入れなければならぬことではありますけれども、むしろそういうふうな生産に持つていくというのに、しからば価格をどういうふうにしたらいいかという、むしろ価格政策の問題、むしろその生産見通しを道しるべにして、そういうふうにしていくのには、価格政策はどうかという問題に相関連すると申しますか、むしろそういうものをしていくのには、価格はどういうふうにしたらいいかという、そういう政策の問題になると思ひます。

○小林孝平君 私はさつき議事進行で関連質問をやられたのをちよつとおやめになつた方がよいと言つたのは、ことなんです。価格政策は価格政策で別にあるわけですが、そのあとの方に、そうしてこれはこれなんです。これを一緒にして論議されると困るので、わけがわからなくなつて、あとから一たん言つたことを訂正できないというようなことでだんだん変になるから、私ははなはだ不本意であつたけれども先ほどのような発言をしたのです。そこで今の大澤さんのようなことをおっしゃつておられるわけがわからないのです。この十一條の「重要な農産物」は違ふことになつて思ふのです。そこでこういうものをやるとき農民がこれを見てやるわけでしょう、農家がこれを見てその農民の自主性を非常に強調されるのですから、この長期見通しに従つて、今後これならば、たとえ米について言へば、まだ十年後需給と生産が

とんだ、あるいは足りないのだ、こういうことであれば、今の価格でどうだということなら續けてやるでしょう、ところがこれは非常に今の価格では余ることになる、あり余る、こういうしかしそれは今後何らかの政策転換によつて米の価格が下がるということになれば、これは水田を作るのはやめでしょ、だから、農民がやるその目安をこの長期見通しについてやるわけでしょう。そういうことをやるから、初めてさつきのように政府の責任の所在についての論議も行なわれるわけなんです。だから私はこれは価格をあわせて示さなければ意味がないと思ふ。そこでこれは今すぐこういう質問があるということをお考えになつておらなかつたかもしれないから、きょうまた歸つて御研究になつてあす御答弁願ひたい。私初めから言つていふように、もうその場その場で全部答弁していただくということを考へていないのです。わからないことは研究する、そういう方針でいつてもいいと思ひますから、明日また大臣がおいでになつたときお尋ねしますが、あわせてこの需要及び生産の長期見通しの様式とい

いますかね、そういうものをちよつと大ざっぱにありましたら、ありませんければ作らせて、どういう様式のものを出されるのか、あわせて資料として御提出いただきたいと思ひます。

○政府委員(大澤融君) 作り方の問題です。

○小林孝平君 ええ。

○政府委員(大澤融君) これはお出しします。準備します。

○小林孝平君 それによつて、おそれくそれには価格が入つてなければ意味

がないから入つていと思ひますけれども、(笑)今の答弁だとちよつと怪しいから念のため申し上げます。いずれ明日これに引き續いて。本日は時間です。から……。

○委員長(藤野繁雄君) 本日はこの程度にいたします。それでは散会いたします。

午後四時四十一分散会